

第 6 次茨城県廃棄物処理計画 (素案)

茨 城 県

目 次

(頁)

1 計画策定の趣旨	・ ・ ・ P. 1
(1) 趣旨及び背景	
(2) 廃棄物処理に関わる情勢と課題	
(3) 計画の位置付け	
(4) 計画期間	
2 廃棄物処理の現状と処理量の予測	・ ・ ・ P. 7
(1) 一般廃棄物処理の現状及び将来予測	
① 現状	
② 将来予測	
(2) 産業廃棄物処理の現状及び将来予測	
① 現状	
② 将来予測	
(3) 不法投棄等の発生状況	
① 不法投棄の状況	
② 建設残土等の埋立ての状況	
3 循環型社会の形成に向けた課題と施策展開の方向性	・ ・ ・ P. 22
(1) 循環型社会の形成に向けた課題	
① 一般廃棄物処理に係る課題	
② 産業廃棄物処理に係る課題	
③ 循環型社会形成に係る共通課題	
(2) 施策展開の方向性（施策の柱）	
4 廃棄物の減量化等の目標	・ ・ ・ P. 26
(1) 計画における数値目標の設定について	
(2) 一般廃棄物	
(3) 産業廃棄物及び不法投棄	

5 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）

・ ・ ・ P. 30

方向性 1 3 R の促進・推進

- 〔項目 1〕 県民の 3 R の促進
- 〔項目 2〕 事業者の 3 R の促進
- 〔項目 3〕 市町村の 3 R の促進

方向性 2 廃棄物適正処理の推進

- 〔項目 1〕 不法投棄対策の強化
- 〔項目 2〕 排出事業者責任の徹底
- 〔項目 3〕 適正処理・適正保管体制の整備
- 〔項目 4〕 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等

方向性 3 持続可能な廃棄物処理の推進

- 〔項目 1〕 一般廃棄物処理施設の整備支援
- 〔項目 2〕 産業廃棄物最終処分場の整備
- 〔項目 3〕 災害廃棄物処理体制の強化
- 〔項目 4〕 分野別産業廃棄物処理対策の推進

重点項目 1 プラスチックごみ対策

- 〔項目 1〕 市町村におけるプラスチック分別収集の促進
- 〔項目 2〕 プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制
- 〔項目 3〕 海岸漂着物対策の促進

重点項目 2 食品ロス削減の推進（※詳細は食品ロス削減推進計画に記載）

- 〔項目 1〕 教育及び学習の振興、普及啓発等
- 〔項目 2〕 情報収集・提供、食品関連事業者の取組促進
- 〔項目 3〕 未利用食品等を提供するための活動促進
- 〔項目 4〕 市町村の取組促進

6 計画推進に係る基本的事項

・ ・ ・ P. 52

（1）各主体の責務・役割

- ① 県民
- ② 事業者
- ③ 廃棄物処理業者
- ④ 民間団体等
- ⑤ 市町村
- ⑥ 県

（2）計画の進行管理

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨及び背景

私たちの消費生活や企業の生産活動等によって排出される廃棄物については、その適正な処理が確保されるとともに、できる限り、資源循環が行われることが求められています。

近年国内では、世界的な資源制約の強まりによる資源の循環利用や大規模災害への備えとして災害廃棄物処理体制の構築など、様々な課題が生じていることに加え、令和 32（2050）年までの脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）に向けた廃棄物分野の対応として、焼却量や最終処分量の削減による温室効果ガスの削減などが求められています。

また、世界に目を向ければ、人口増加や新興国の経済発展等により、今後さらに、資源制約の強まりや、食料需給のひっ迫が懸念されているほか、地球温暖化や海洋プラスチックごみなどの環境負荷の緩和、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（平成 4（1992）年発効）による廃棄物等の輸出入の規制等に対応した処理体制の整備などの課題も生じています。

こうした中、我が国では、令和 4（2022）年 9 月に、「循環経済工程表」により、令和 32（2050）年の脱炭素社会の実現を見据えた目指すべき循環経済（サーキュラーエコノミー）移行の方向性等を示すほか、令和 6（2024）年 8 月には「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型社会」の形成とこれを通じた「持続可能な社会」の実現を目指し、資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を前面に打ち出すことで、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を図っていくこととしています。

本県においては、各主体と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に係るそれぞれの主体的な取組を推進する第 5 次廃棄物処理計画を令和 3（2021）年 3 月に策定し、県民の理解と協力により、ごみ排出量や最終処分量の減量化などにおいて一定の成果を上げてきましたが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国と比較して多いなど、課題は残されている状況にあります。

これらのことを踏まえ、茨城県では、廃棄物の発生抑制及び適正処理の確保に係る取組を引き続き推進するとともに、令和 32（2050）年頃の脱炭素社会及び持続可能な社会の実現を目指し、循環経済への転換等、資源循環に係る取組を推進することを目的とし、「第 6 次茨城県廃棄物処理計画」を策定します。

(2) 廃棄物処理に関わる情勢と課題

第5次廃棄物処理計画を策定した令和2(2020)年以降の廃棄物処理に関わる情勢及び課題は次のとおりです。

ア カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)

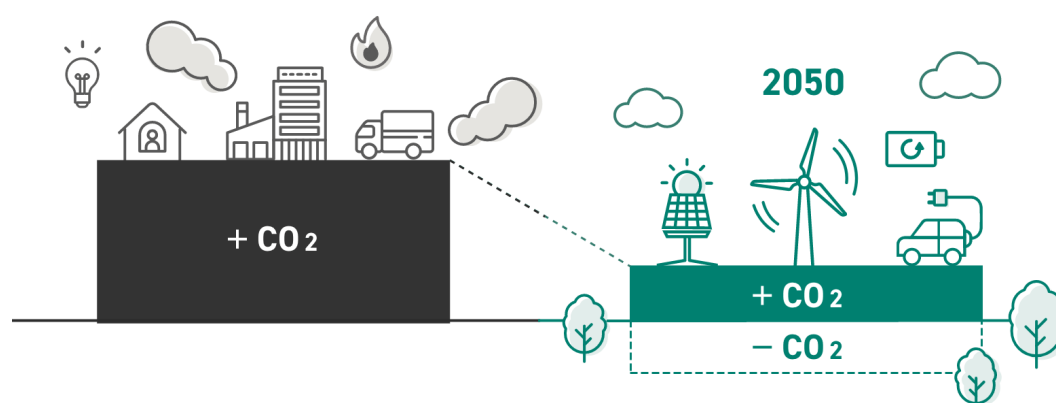
地球規模の課題である気候変動問題の解決には、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡(カーボンニュートラル)を図る必要があるため、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。

我が国においても、令和2(2020)年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、これに伴い令和3(2021)年6月には、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定しました。

当該戦略においては、プラスチック資源循環戦略として、令和12(2030)年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入するため、リサイクル技術の開発を推進する他、廃棄物処理施設の広域化・集約化や低質ごみでの高効率エネルギー回収を確保するための技術開発を推進しています。

トピック:カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を「全体としてゼロ」にすることです。しかし、できる限り排出量を減らすことはできても、温室効果ガスの排出を完全にゼロにすることは現実的には困難であるため、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



[資料] 環境省「脱炭素ポータル」)

イ サークュラーエコノミー（循環経済）への移行

持続可能な社会の形成に向けては、資源消費を最小化し、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段として、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の線形経済から、効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を図ることの重要性が高まっています。

こうした中、我が国では、令和3（2021）年3月に環境省・経済産業省と一般社団法人日本経済団体連合会において「循環経済パートナーシップ（J4CE）」を立ち上げ、令和5（2023）年9月には「サーキュラーパートナーズ」を立ち上げることで官民連携によるサーキュラーエコノミーの取組を強化しています。

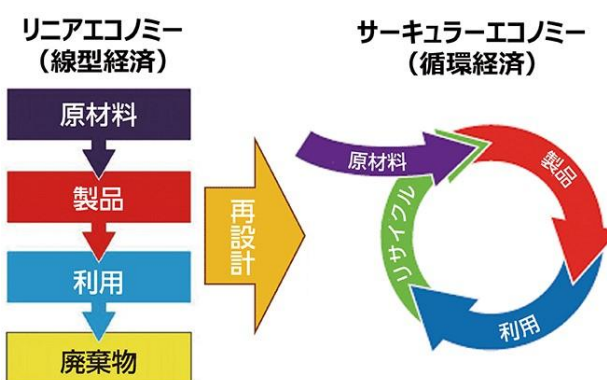
また、令和6（2024）年8月には、環境省が「第5次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を前端的に打ち出しています。

トピック：サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

これは、従来の3Rに加えて、近年市場が拡大している車や家などのシェアリングサービスなど、循環性と利益性を両立したビジネスモデルの広がりを踏まえ、持続可能な経済活動として捉え直したものです。

また、民間企業によるサーキュラーエコノミーを踏まえた取組としては、家電のリファビッシュ製品（Refurbished）※¹ 販売なども挙げられ、今後も様々な分野で取組が進んでいくと考えられています。



【サーキュラーエコノミーへの移行イメージ】

〔資料〕 環境省
「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

※1. 初期不良などを理由に返品された製品を、修理・検査して再出荷したもの

ウ プラスチックごみ対策

ポイ捨てや不法投棄に加え、海洋等に流出したプラスチックがマイクロプラスチック（一般的に 5 mm 未満）化し、生態系に影響を及ぼす影響が懸念されています。

こうした海洋プラスチックごみ問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まってきたことなどから、国では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を、令和 3（2021）年 6 月に公布し、令和 4（2022）年 4 月に施行しました。

当該法律は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じるものであり、製造業者等に対しては、環境配慮設計の製品製造、小売業者等に対しては、ワンウェイプラスチック^{※2}の使用から、必要な分だけの使用や可能な限り繰り返し使用できる製品の活用への転換、市町村等には、製品プラスチックの分別収集及び再商品化の実施などの取組に努めるよう求めています。

※2. 一度使用した後にその役目を終えるプラスチック。

- （例）・コンビニやスーパーで提供される、スプーンやストロー
- ・ホテルのアメニティとして提供される、歯ブラシ
- ・クリーニング店の衣類用ハンガー

（３）計画の位置付け

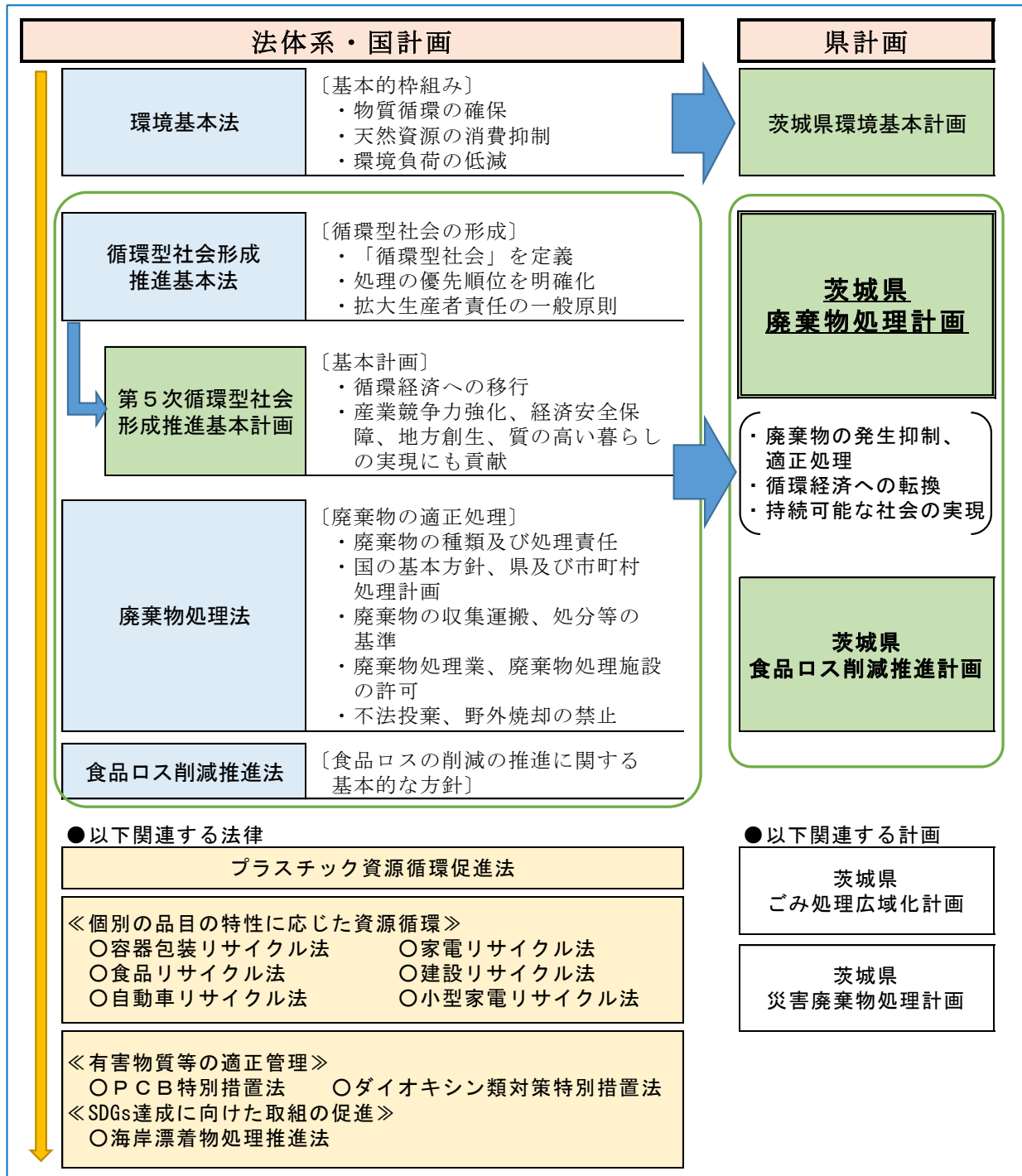
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45（1970）年 12 月公布）（以下、廃棄物処理法）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、県の区域内における一般廃棄物の処理について定める法定計画であり、同法第 5 条の 2 の規定に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28（2016）年 1 月改正）に即したものです。

また、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12（2000）年 6 月公布）に基づき策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6（2024）年 5 月閣議決定）（以下、国第 5 次計画）を踏まえた内容とし、「茨城県環境基本計画」を上位計画とする資源循環を推進する県の個別計画に位置付けます。

（４）計画期間

令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度の 5 年間

〔参考〕 廃棄物処理に係る法体系及び計画の位置づけ



【参考】プラスチックごみ対策と食品ロス削減に向けて持続可能な開発目標（SDGs）の観点から求められる対応

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

目標 11

「住み続けられるまちづくりを」

- 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

11 住み続けられる
まちづくりを



目標 12

「つくる責任 つかう責任」

- 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12 つくる責任
つかう責任



目標 13

「気候変動に具体的な対策を」

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。

13 気候変動に
具体的な対策を



目標 14

「海の豊かさを守ろう」

- 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

14 海の豊かさ
を守ろう



2 廃棄物処理の現状と処理量の予測

(1) 一般廃棄物処理の現状と将来予測

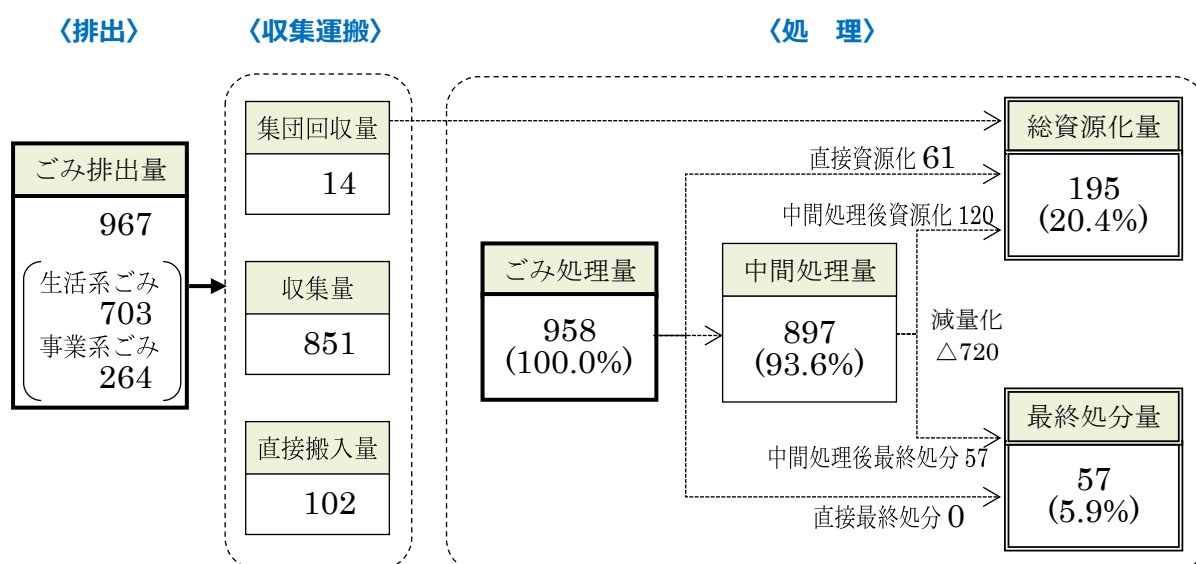
① 現状

ア ごみ処理の状況

令和 5（2023）年度におけるごみの排出の状況については、排出量 967 千トンのうち、生活系ごみが 703 千トン、事業系ごみが 264 千トンとなっています。また、その処理の状況については、195 千トンが再資源化され、57 千トンが最終処分されています。

第 5 次茨城県廃棄物処理計画における数値目標では、令和 7（2025）年度における排出量及び最終処分量をそれぞれ 980 千トン及び 80 千トン以下としているため、いずれも既に目標を達成している状況です。

〔図表 1〕 ごみ処理フロー（令和 5（2023）年度）（単位：千 t）



- ※ 端数処理により合計が合わない場合がある。
- ※ 排出量と処理量は、多少一致しない場合がある。

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5（2023）年度）」

イ ごみ処理状況の推移

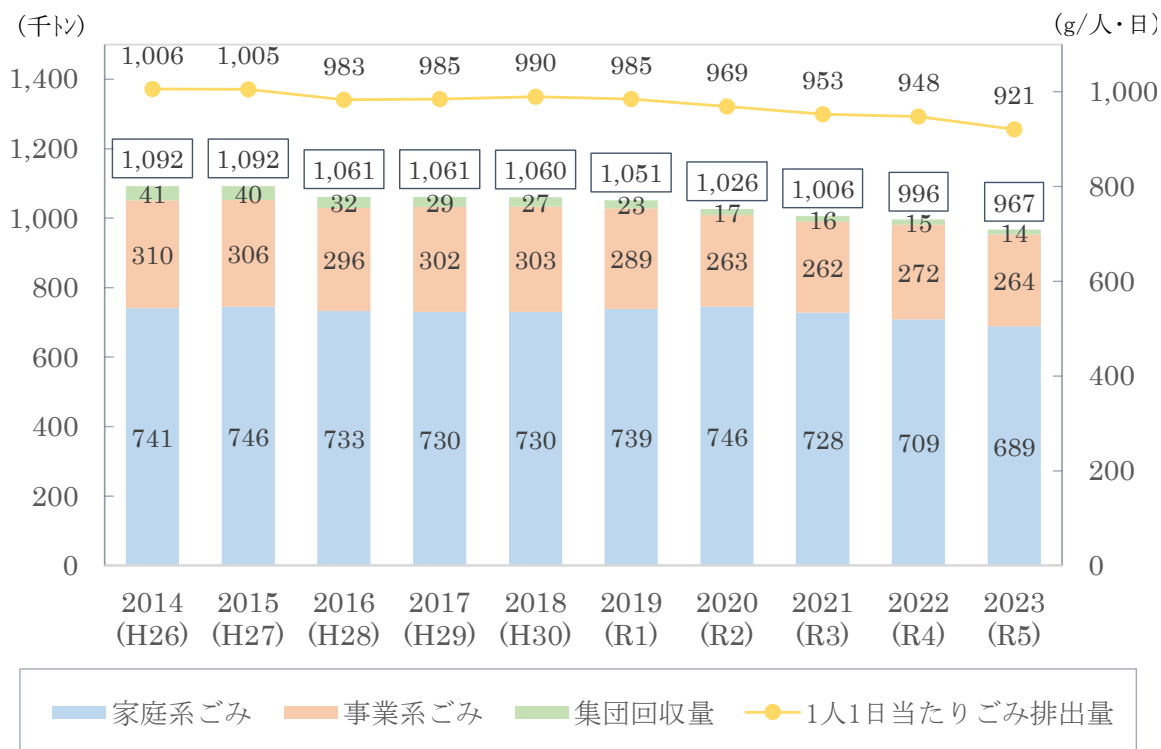
一般廃棄物の排出、処理状況の推移をみると、平成 26（2014）年度以降、総排出量は減少傾向にあり、令和 5（2023）年度のごみ総排出量は 967 千トンと、前回計画の基準年度である平成 30（2018）年度から 93 千トン減少し、8.8%減少しています。

また、1 人 1 日あたりに換算した一般廃棄物の排出量は、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度にかけて増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に

あります。令和 5（2023）年度では 921 グラムと、平成 30（2018）年度から 69 グラム減少し、7.0%減少しています。

人口減少や 3 R 推進等による県民の削減努力等により減少傾向にあります。

〔図表 2〕 ごみの排出・処理状況の推移（過去 10 年間）



※ 計算式：1人1日当たりのごみ排出量 = $\frac{\text{ごみ排出量}}{\text{計画収集人口} \times 365}$

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（各年度）」

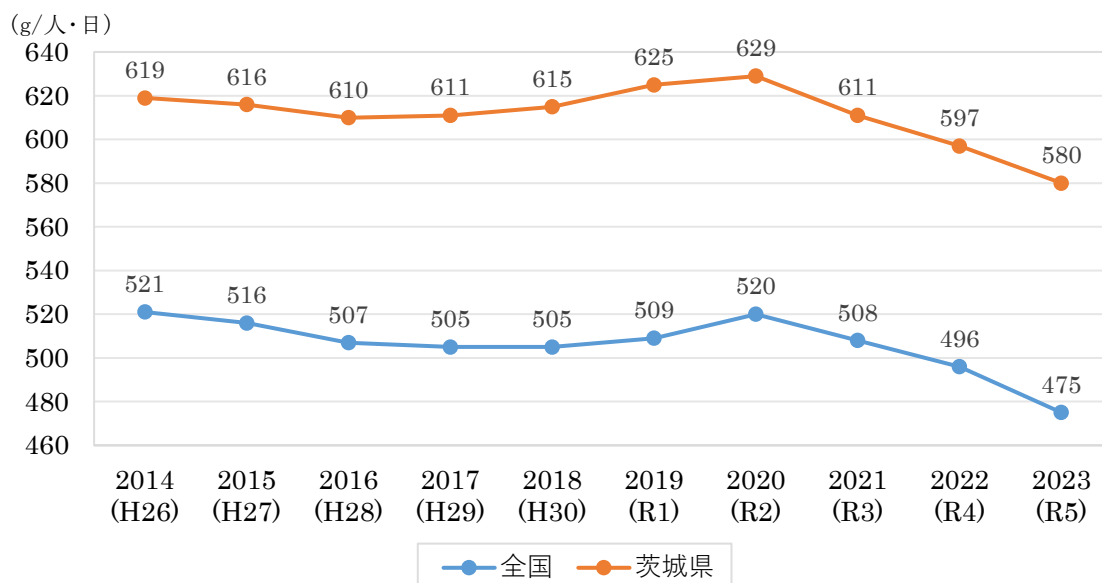
ウ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、分別収集して回収された資源ごみや事業活動から生じる一般廃棄物の事業系ごみを含めない指標であり、排出削減努力に加え、県民による分別収集等の 3 R 推進の取組状況を反映できる指標です。

コロナ禍の影響により、令和元（2019）年度頃は増加傾向となりましたが、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度では減少傾向に転じています。

なお、国全体の傾向と比例した傾向ではありますが、国全体よりも県内の排出量は約 20%多い状況にあります。これは、茨城県において、プラスチックごみの分別収集が全国と比較して進んでいないことや本県の特色として個人の敷地から発生する木・枝等が多いことが影響しているものと考えられます。

〔図表 3〕 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移（過去 10 年間）



〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（各年度）」

〔図表 4〕 令和 5（2023）年度時点のプラスチック製容器包装（白色トレイを除く）の分別収集実施自治体数

区分	茨城県	全国値
分別収集実施自治体数	17	1,239
自治体単位の実施割合	38.6%	67.9%

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5（2023）年度）」

〔図表 5〕 ごみ焼却施設における廃棄物量内訳（組成分析結果を元に推計）

（単位：％）

区分	紙・布類	プラ類、ゴム等	木・枝、わら類	厨芥類	不燃物類	その他
茨城県	46.1	24.7	14.2	8.0	2.6	4.3
全国値	48.9	24.6	10.1	10.4	2.5	3.4

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5（2023）年度）」

〔図表 6〕 茨城県における分別収集等の再資源化取組状況ごとの 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量平均

（単位：グラム）

区分	容器包装 プラスチック	生ごみ	剪定枝	衣類
実施市町村の平均	593	494	568	592
未実施市町村の平均	611	615	611	633

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5（2023）年度）」

エ 出口側の循環利用率

出口側の循環利用率※をみると、平成 30（2018）年度までは国全体よりも高い水準で推移していましたが、平成 30（2018）年度以降は国水準と同程度で推移しています。

しかし、令和 5（2023）年度には、鹿嶋市及び神栖市における可燃ごみの RDF（Refuse Derived Fuel：固形燃料化）が終了したことから、令和 4（2022）年度よりも 1%減少し、令和 6（2024）年度においては、更に 2%程度減少することが見込まれています。

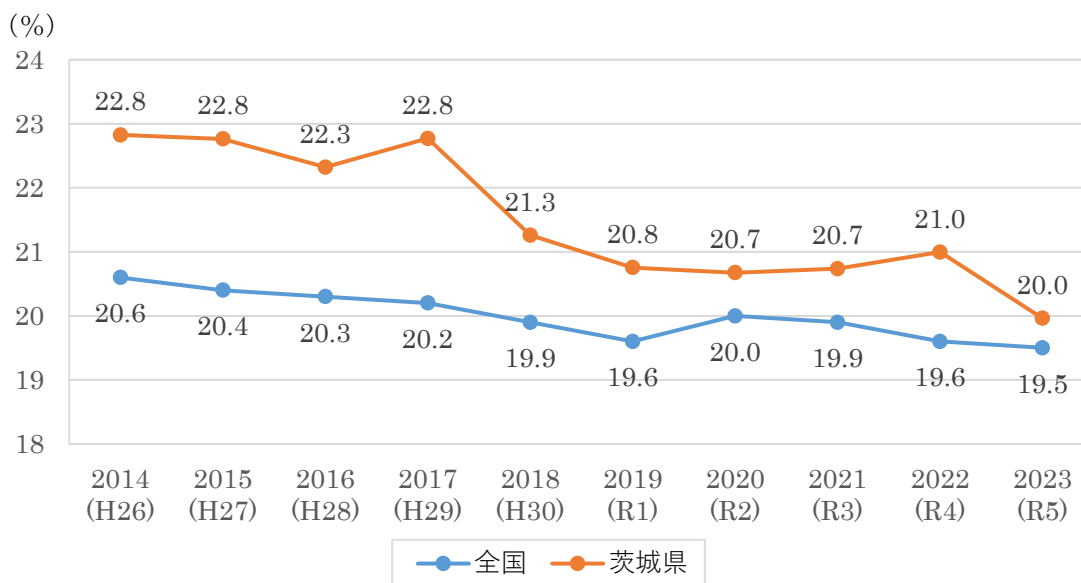
※ 出口側の循環利用率（＝資源化量／（ごみ処理量＋集団回収量））

ごみ処理量等のうち資源化量の占める割合を表す指標となります。

最終処分量を減らし、適正な循環利用が進むよう、増加が望まれます。

（廃棄物に限らず、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標として、入口側の循環利用率という指標があります。「経済社会に投入されるものの全体量」は天然資源等投入量と循環利用量の和です。）

〔図表 7〕 出口側の循環利用率の推移（過去 10 年間）



〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（各年度）」

オ ごみ処理施設の設置状況

令和 5（2023）年度当初における県内市町村及び一部事務組合が設置するごみ処理施設については、焼却施設が 26 施設、最終処分場が 12 施設となっています。

焼却施設については、供用開始から 25 年以上を経過している施設が 10 施設

あり、それぞれ更新時期を迎え、新たな施設の整備や延命化等が進められています。

このほか、粗大ごみ処理施設や資源化施設等においては、破碎や分別、圧縮などの処理が行われています。

〔図表 8〕 ごみ焼却施設の設置状況

処理能力別		経過年数別	
200t/日以上	12	30 年以上	6
150 t/日以上 200t/日未満	2	25 年以上 30 年未満	4
100 t/日以上 150t/日未満	2	20 年以上 25 年未満	6
50 t/日以上 100t/日未満	6	10 年以上 20 年未満	3
50 t/日未満	4	10 年未満	7
計	26	計	26

〔資料〕「令和 5（2023）年度一般廃棄物処理実態調査結果」

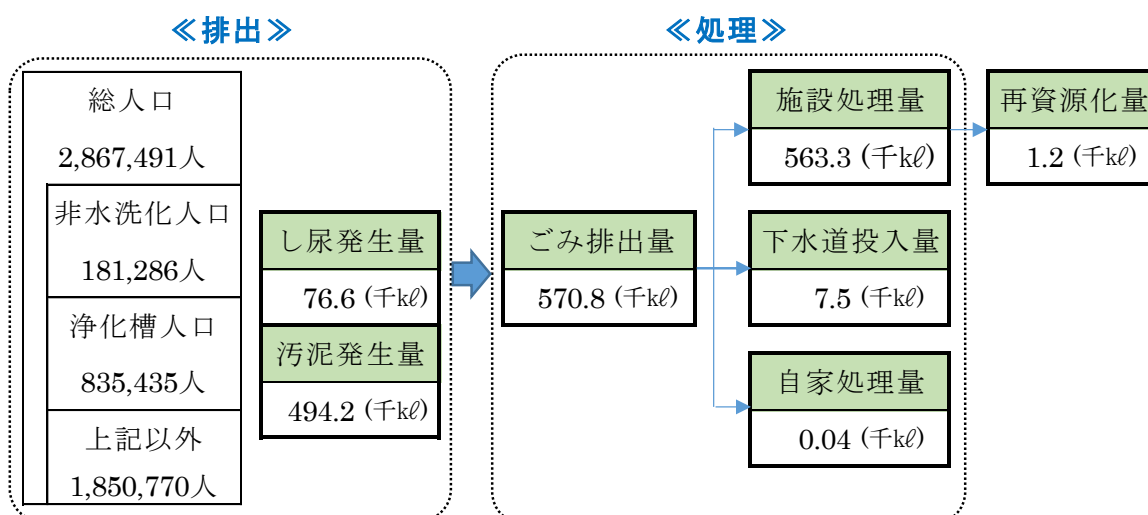
カ し尿処理の状況

令和 5（2023）年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出状況については、約 57 万キロリットルとなっています。

また、その処理については、一部を除いて市町村等のし尿処理施設において、脱水処理や、残さの焼却や堆肥化が行われています。

年度ごとの推移をみると、人口減少や下水道未整備区域における下水道整備、非水洗化人口の減少に伴い、処理されるし尿や浄化槽汚泥の量が減少しています。

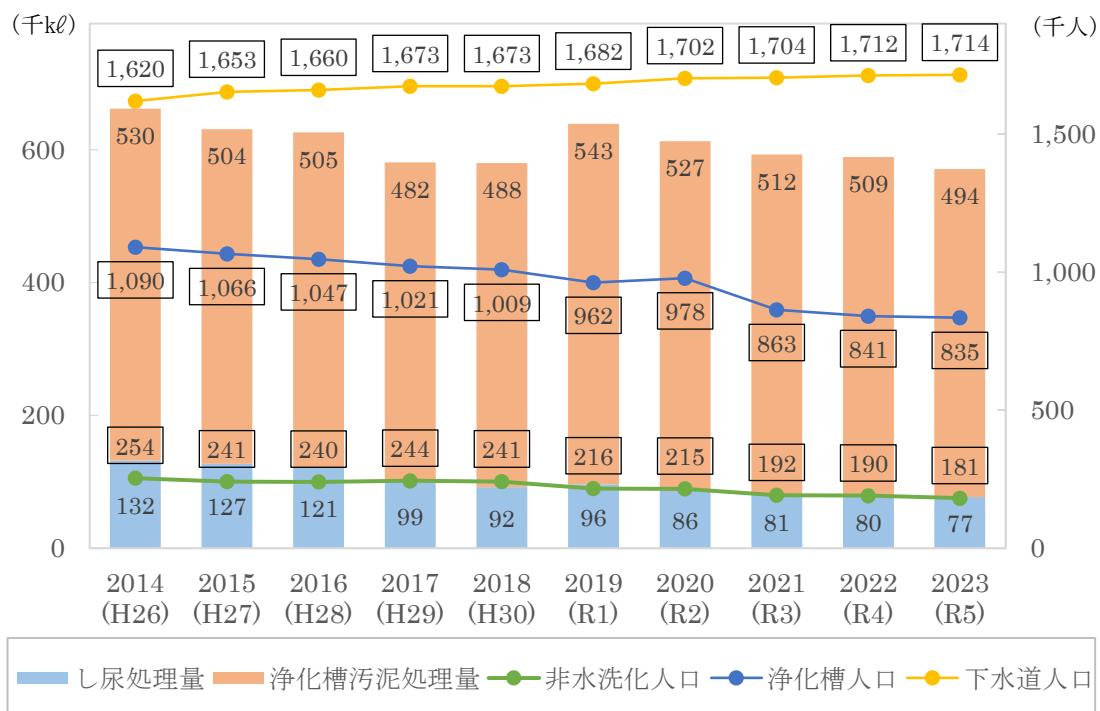
〔図表 9〕 し尿処理フロー（令和 5（2023）年度）



- ※ 端数処理により合計が合わない場合がある。
- ※ 排出量と処理量は、多少一致しない場合がある。
- ※ 「上記以外」は、下水道人口・コミプラ人口・集落排水施設等人口の合計。

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5（2023）年度）」

〔図表 10〕 し尿処理状況及び非水洗化人口等の推移（過去 10 年間）



※ 枠内の数値は人口を示す。

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（各年度）」

キ し尿処理施設の設置状況

県内市町村等が設置するし尿処理施設の数、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在で、30 施設となっています。

処理能力別では、150 キロリットル未満の小規模施設が多数を占めており、また、経過年数別では、約半数が供用開始から 30 年経過している状況にあります。

〔図表 11〕 し尿処理施設の設置状況

処理能力別		経過年数別	
300kℓ/日以上	1	30 年以上	15
150kℓ/日以上 300kℓ/日未満	2	25 年以上 30 年未満	6
100kℓ/日以上 150kℓ/日未満	9	20 年以上 25 年未満	2
50kℓ/日以上 100kℓ/日未満	7	10 年以上 20 年未満	3
50 kℓ /日未満	11	10 年未満	4
計	30	計	30

〔資料〕 政府統計の総合窓口「令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果」

② 将来予測

ア ごみの排出量

本県におけるごみの排出量について、過去 10 年分のデータを元に回帰分析を行い、将来人口も加味して推計した結果、令和 7（2025）年度には 935 千トン、令和 12（2030）年度には 857 千トンまで減少することが予測されます。

排出量の予測に対して、将来の人口減少分を除き、1 人 1 日当たりのごみ排出量を予測すると、令和 7（2025）年度は 920 グラム、令和 12（2030）年度は 874 グラムと見込まれます。

〔図表 12〕 ごみ排出量等の将来予測

区分	実績				将来予測	
	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2030 (R12)
人口（人）	2,867,009	2,852,105	2,841,615	2,826,047	2,783,092	2,687,850
	+1.43	+0.91	+0.55	±0.00	▲1.52	▲4.89
世帯数（戸）	1,184,133	1,196,152	1,211,699	1,224,637	1,238,108	1,254,641
	▲3.42	▲2.38	▲1.07	±0.00	+1.10	+2.45
ごみ排出量（t）	1,026,729	1,005,806	996,609	966,952	935,011	856,997
	+5.82	+3.86	+2.98	±0.00	▲3.30	▲11.37
1 人 1 日当たり ごみ排出量（g）	969	953	948	921	920	874
	+4.92	+3.37	+2.83	±0.00	▲0.10	▲5.19
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ 排出量（g）	629	611	597	580	579	550
	+7.79	+5.07	+2.85	±0.00	▲0.10	▲5.19
最終処分量（t）	73,284	65,960	61,146	57,246	55,353	50,736
	+21.88	+13.21	+6.38	±0.00	▲3.30	▲11.37

※ 各区分の下段は、令和 5（2023）年度を 100 とした場合の増減を指数で表示したものです。

※ 本図表の人口については、国勢調査を基礎とした数値であり、図表 9 は住民基本台帳を基礎とした数値であるため、若干の相違があります。

〔資料〕 茨城県「茨城県の人口と世帯（各年 10 月 1 日現在）」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（令和 6（2024）年推計）」
 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（各年度）」

(2) 産業廃棄物処理の現状及び将来予測

① 現状

ア 産業廃棄物処理の状況

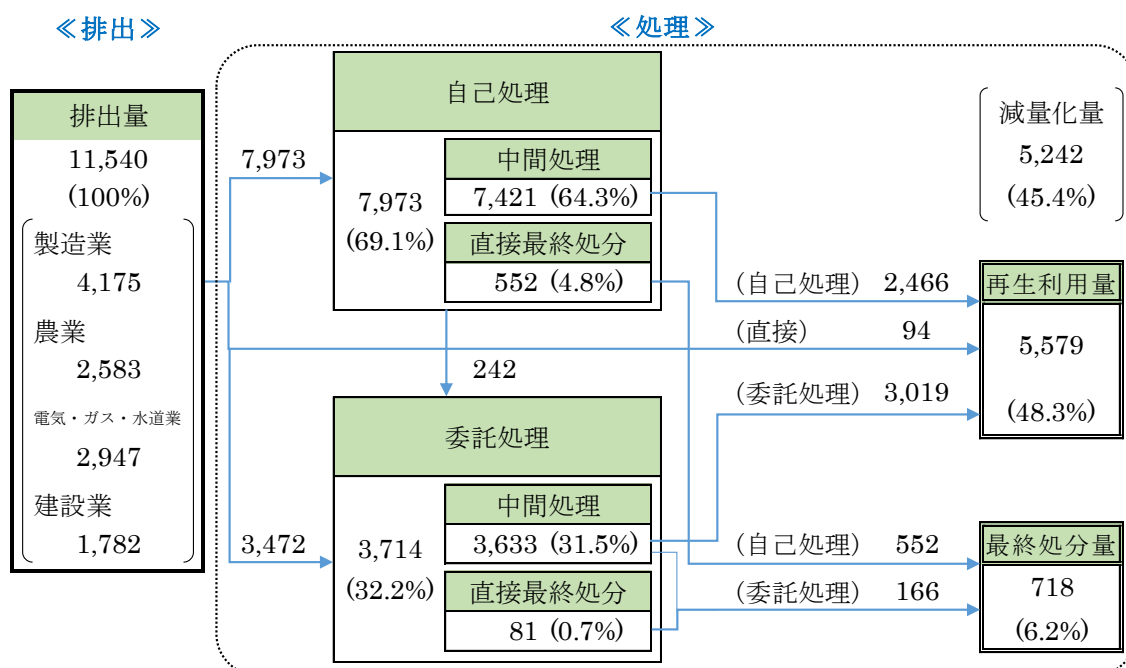
令和5（2023）年度における産業廃棄物の排出量は 11,540 千トンとなっております。これを産業別にみると、製造業が 4,175 千トンと最も多く、次いで、農業が 2,583 千トン、電気・ガス・水道業が 2,947 千トン、建設業が 1,782 千トンとなり、4 業種で全体の 99%を占めています。

また、その処理状況については、事業者自ら又は委託により処理が行われ、その結果、再生利用量が 5,579 千トン、最終処分量が 718 千トンとなっています。

前回調査の平成 30（2018）年度値と比較すると、建設業（+174 千トン）や電気・水道業（+177 千トン）において、経済活動の状況により排出量が増加しておりますが、製造業（▲99 千トン）において多量に排出していた特定の事業者の排出量が減少したことや、農業（▲245 千トン）において畜産業における牛・豚・鶏の飼育数減少により動物のふん尿の排出量が減少したことが影響し、県内全体として排出量が減少いたしました。

また、処理側の状況をみると、再生利用率は減少（▲2.1%）、最終処分量は増加（+237 千トン）しております。これは、農業における動物のふん尿の排出量減少や電気水道業における処理方法の変更（再生利用から埋立処分）の影響によるものです。

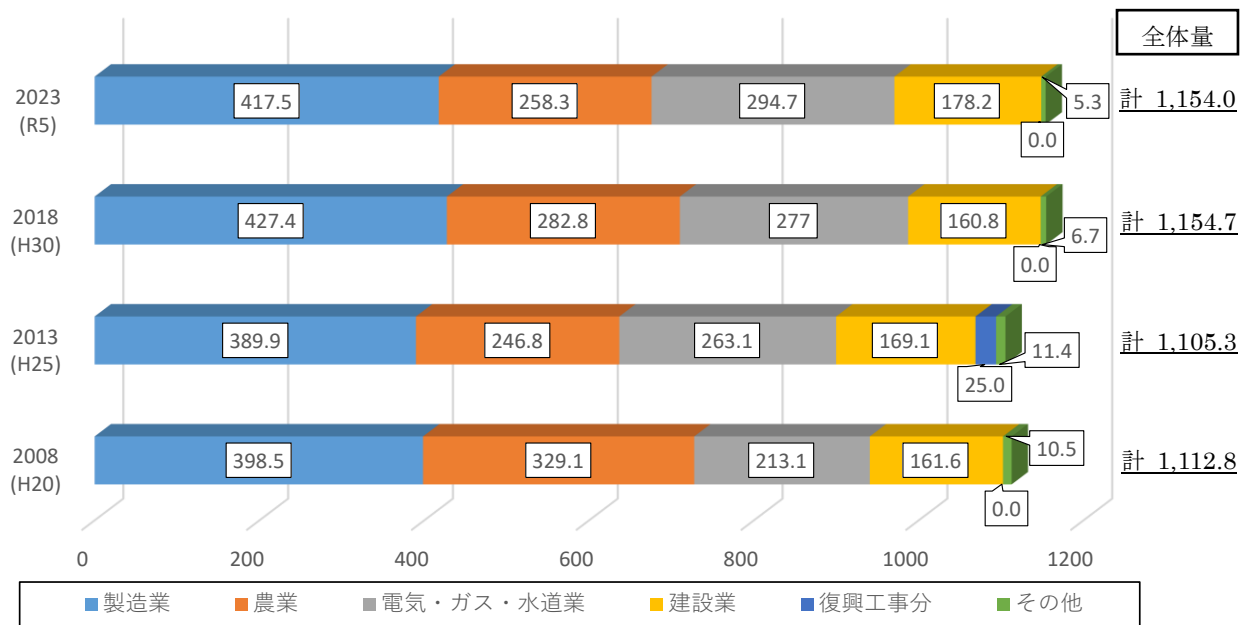
〔図表 13〕 産業廃棄物処理フロー（令和5（2023）年度）（単位：千 t）



※ 端数処理により合計が合わない場合がある。

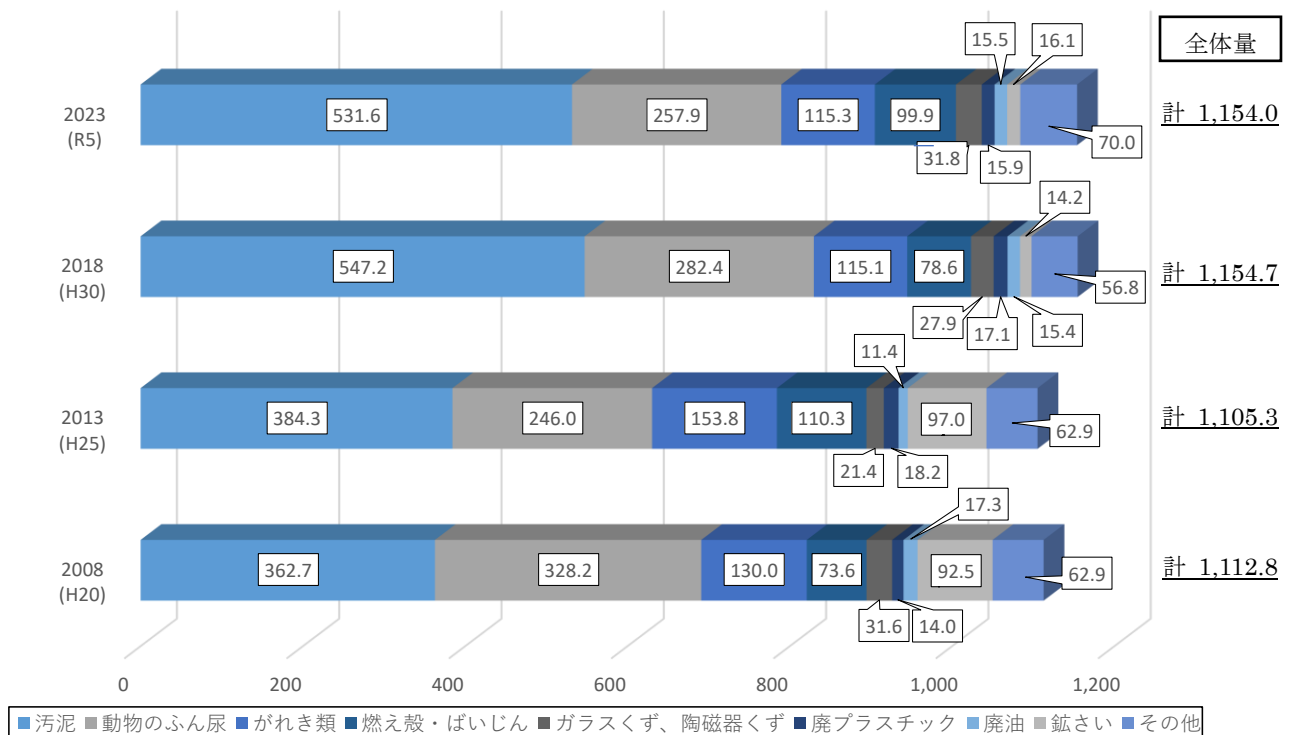
〔資料〕 茨城県「令和6（2024）年度茨城県産業廃棄物実態調査報告書（令和5（2023）年度実績）」

[図表 14] 産業廃棄物排出状況の推移：業種別（単位：万トン）



[資料] 茨城県「令和 6 (2024) 年度茨城県産業廃棄物実態調査報告書（令和 5 (2023) 年度実績）」

[図表 15] 産業廃棄物排出状況の推移：品目別（単位：万トン）



[資料] 茨城県「令和 6 (2024) 年度茨城県産業廃棄物実態調査報告書（令和 5 (2023) 年度実績）」

イ 産業廃棄物の出口側の循環利用率について

出口側の循環利用率は、〔再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量〕を〔排出量〕で除した数値であり、茨城県においては再生利用率とほとんど数値の変動はありませんが、国の目標等に用いられている指標です。

茨城県においては、図表 16 のとおり推移しております。

〔図表 16〕 出口側の循環利用率の推移

年度	2013(H25)	2018(H30)	2023(R5)
茨城県	57.3%	50.4%	48.4%

ウ 産業廃棄物処理施設等の状況と県内の処理業者による産業廃棄物の処分量

県内に設置されている産業廃棄物処理施設の設置状況については、令和 7（2025）年 3 月末現在で、排出事業者が設置した 88 施設及び産業廃棄物処理業者が設置した 575 施設の計 663 施設となっています。

また、最終処分場については、令和 7（2025）年 3 月末現在で、産業廃棄物処理業者が設置する施設が 10 施設（安定型 7、管理型 3）あり、その残余容量は、徐々に減少傾向にあります。

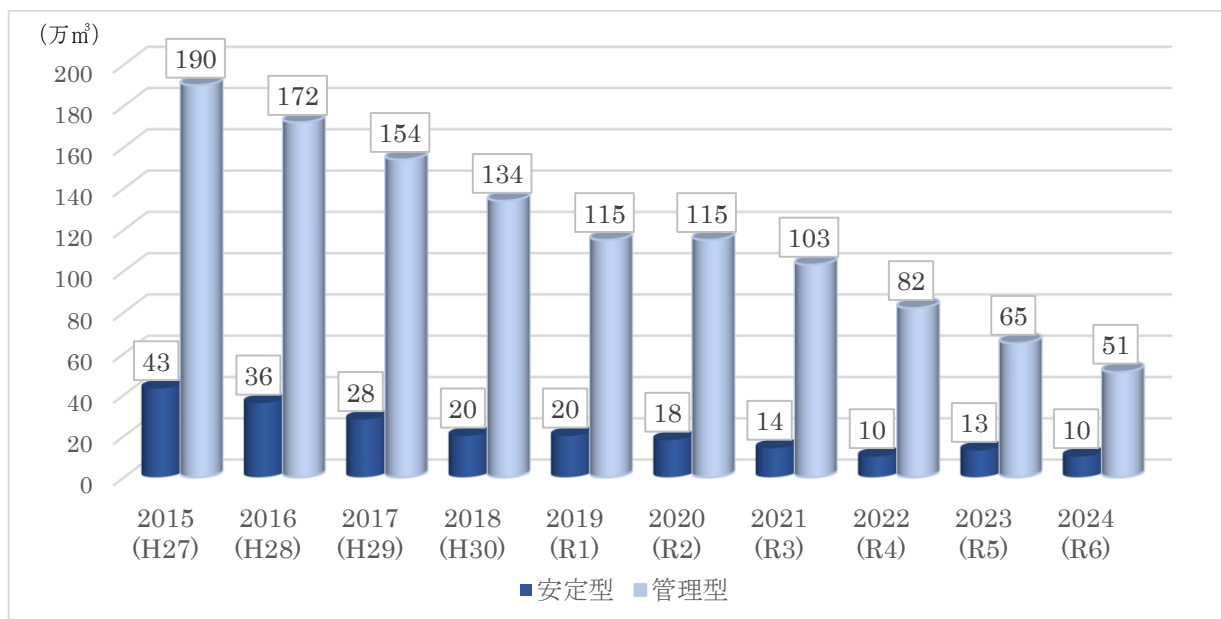
なお、公共関与最終処分場である「エコフロンティアかさま」は、埋立進捗率が進んでいることから、新たな産業廃棄物最終処分場の整備を進めています。

〔図表 17〕 産業廃棄物中間処理施設の設置状況（令和 7（2025）年 3 月 31 日時点）

区 分	設置数	うち条例上の許可施設
自社処理施設	88	15
産業廃棄物処理業に供する施設	575	329
計	663	344

〔資料〕 茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 資料

〔図表 18〕 産業廃棄物処理業に供する最終処分場の残余容量の推移（単位：万 m^3 ）



〔資料〕 茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 資料

〔図表 19〕 処理業者による産業廃棄物の処分量（令和 5（2023）年度）

区 分	中間処理	最終処分	合 計
産業廃棄物処分量（千トン）	3,714	166	3,880

〔資料〕 令和 6（2024）年度茨城県産業廃棄物実態調査報告書（令和 5（2023）年度実績）

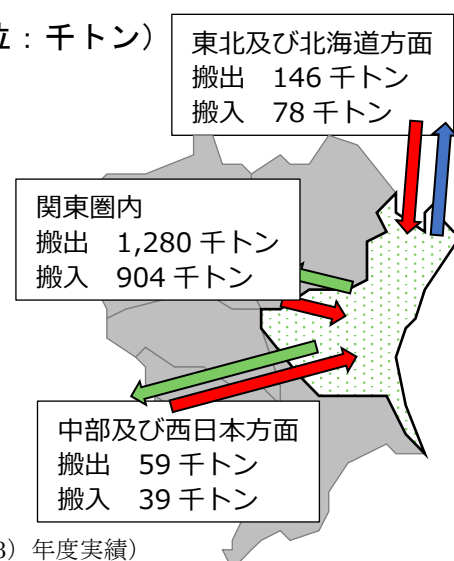
エ 産業廃棄物の広域移動の状況

令和 5（2023）年度における産業廃棄物の広域移動の状況については、県外から搬入され、県内で処理された量が 102 万 1 千トン、一方、県内で発生し、県外で処理された量が 148 万 6 千トンとなっています。

〔図表 20〕 産業廃棄物の広域移動状況（単位：千トン）

区 分	2008 (H20)	2013 (H25)	2018 (H30)	2023 (R5)
県内への搬入量	762	1,056	1,049	1,021
中間処理目的	664	882	945	946
直接最終処分目的	97	173	104	75
県外への搬出量	717	782	1,089	1,486
中間処理目的	688	766	1,080	1,429
直接最終処分目的	29	15	9	57

※ 本表は、中間処理後の残さの最終処分量は含まれていない。



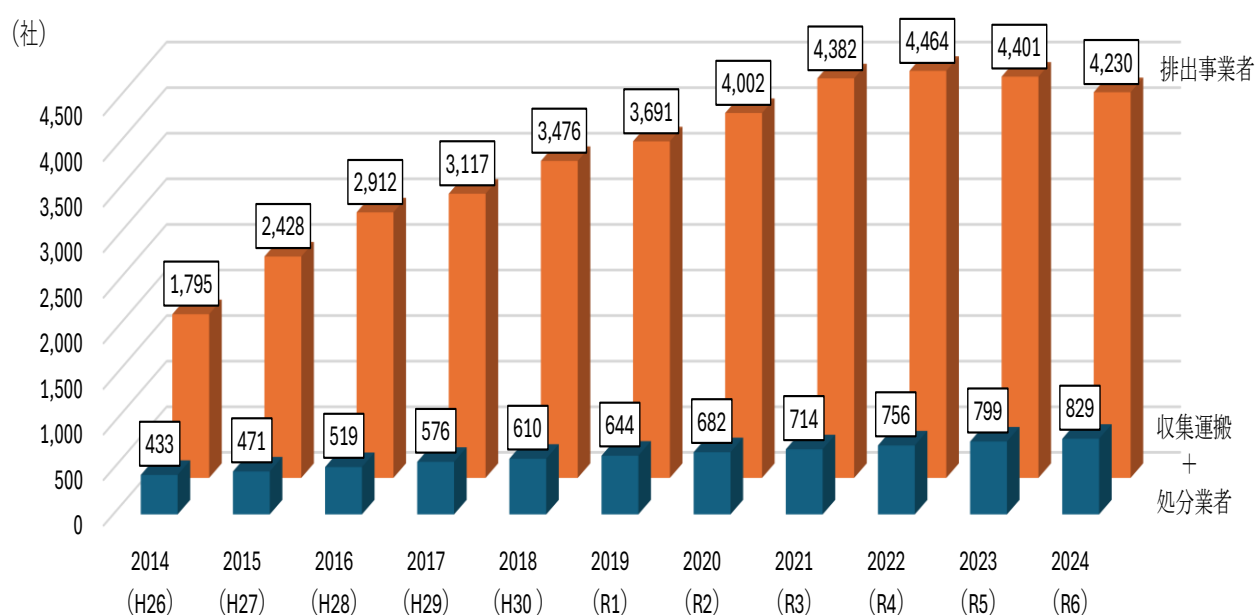
〔資料〕 令和 6（2024）年度茨城県産業廃棄物実態調査報告書（令和 5（2023）年度実績）

オ 電子Manifestの普及状況

電子Manifest制度は、産業廃棄物処理委託の一連の流れについて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が、情報処理センターを経由した電子情報のやりとりを行うため、入力誤りや処分終了の確認漏れを防ぎ、処理実績の把握も容易にできるため、その普及は、産業廃棄物の適正処理の状況を示す一つの目安と言えます。

県内の事業者の加入状況は、令和6（2024）年度末現在で 5,059 社となり、令和4（2022）年度末の 5,220 社からやや減少していますが、収集運搬及び処分業者については年々増加傾向にあります。

〔図表 21〕 電子Manifest加入者数の推移



〔資料〕 （公財）日本産業廃棄物処理振興センター 公表資料

② 将来予測

令和 12（2030）年度における産業廃棄物の排出量については、事業者の事業活動の状況により排出量は大きく左右されます。

令和 5（2023）年度における処理状況のままで推移すると仮定し、経済活動のトレンド等により、業種ごとの将来の活動量指標をもとに、産業廃棄物の排出量を予測した結果、令和 12（2030）年度の産業廃棄物の排出量は、令和 5（2023）年度に比べ減少し、約 1,150 万トンになると見込まれます。

〔図表 22〕 産業廃棄物処理状況の実績及び予測（単位：千トン）

区分	実績			将来予測	
	2013 (H25)	2018 (H30)	2023 (R5)	2025 (R7)	2030 (R12)
排出量	11,053	11,547	11,540	11,593	11,500
	▲4.41	+0.06	±0.00	+0.46	▲0.35
再生利用量	6,329	5,815	5,579	5,640	5,603
	+11.85	+4.06	±0.00	+1.08	+0.43
循環利用率(%)	57.3	50.4	48.4	48.7	48.8
	+18.39	+4.13	±0.00	+0.62	+0.83
減量化量	3,928	5,251	5,242	5,233	5,195
	▲33.45	+0.17	±0.00	▲0.17	▲0.90
最終処分量	795	481	718	715	696
	+9.69	▲49.27	±0.00	▲0.42	▲3.16
石炭火力発電所のばいじん等を除く最終処分量	137	145	167	171	171
	▲21.90	▲15.17	±0.00	+2.34	+2.34

※ 各区分の下段は、令和 5（2023）年度を 100 とした場合の増減を指数で表示したものです。

〔資料〕 茨城県「令和 6（2024）年度茨城県産業廃棄物実態調査報告書（令和 5（2023）年度実績）」

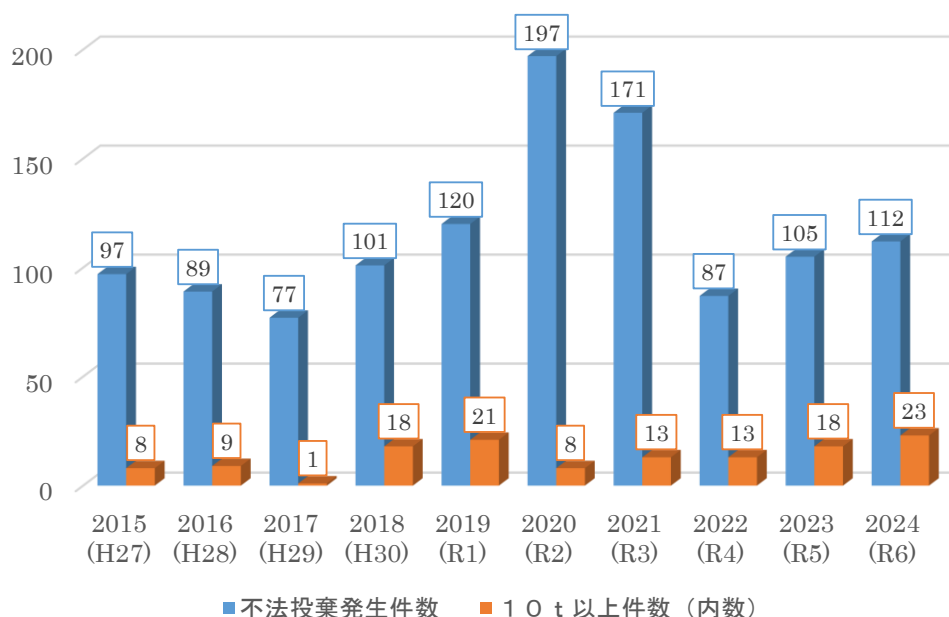
(3) 不法投棄等の発生状況

① 不法投棄の状況

令和6（2024）年度における不法投棄事案の新規発生件数は112件となり、このうち、10トン以上の不法投棄事案は23件となっています。最も発生件数の多かった令和2（2020）年度と比較すると、令和5（2023）年度は46.7%、令和6（2024）年度は43.1%減少しています。

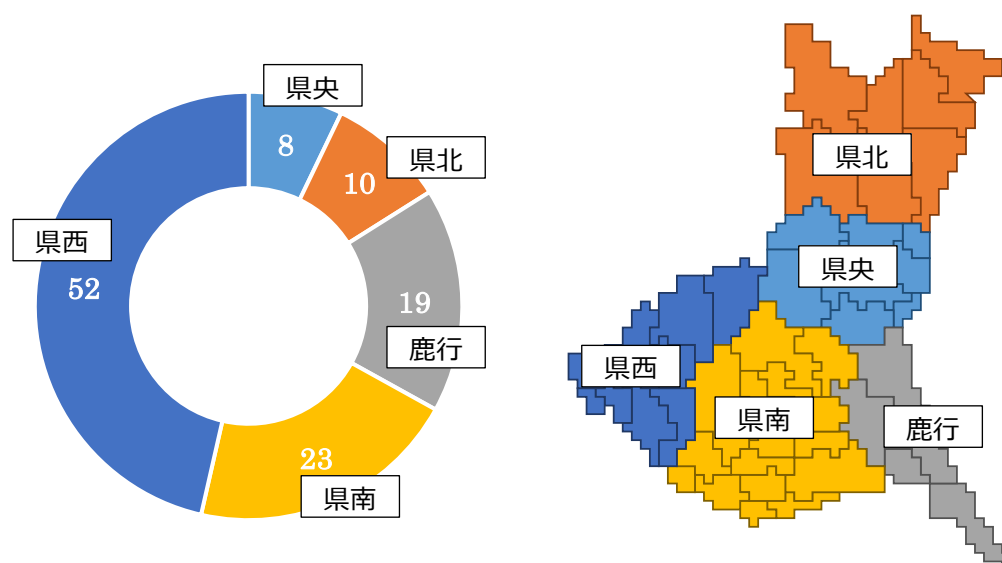
令和2（2020）～令和3（2021）年度の不法投棄については、建物解体などで発生する建設混合廃棄物を大型ダンプで散発的に棄てるゲリラ的不法投棄事が増加したものと分析しています。

〔図表 23〕 不法投棄事案の新規発生件数の推移



〔資料〕 茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 資料

〔図表 24〕 県民センター管轄地域別発生状況（令和6（2024）年度）（単位：件）



〔資料〕 茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 資料

② 建設残土等の埋立ての状況

県では、平成 15（2003）年に「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、廃棄物に該当しない土砂等による 3 千平方メートル超の土地の埋立て等の行為を許可制としています。また、3 千平方メートル以下については、各市町村が規制し、県と市町村が協力して、土砂等の埋立て行為の適正化を推進しています。

しかし、無許可のまま埋立て等を行う事案は多発しており、令和 6（2024）年度においては、59 件の無許可埋立て等の事案が発生しています。

〔図表 25〕 土砂等埋立て許可件数の推移

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
新規許可件数	9	4	6	4	6
変更許可件数	18	18	16	30	23
廃止	7	6	3	3	10

〔資料〕 茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 資料

〔図表 26〕 無許可埋立て等事案の発生件数の推移

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
件数	56	105	67	44	59

〔資料〕 茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 資料

3 循環型社会の形成に向けた課題と施策展開の方向性

(1) 循環型社会の形成に向けた課題

① 一般廃棄物処理に係る課題

一般廃棄物（ごみ）については、3Rの推進等による県民の削減努力により、県民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向であり、今後も継続して削減努力を行っていくことが想定されるため、引き続き減少する見込みです。しかしながら、県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量等は、国全体の水準よりも高いことから、さらなる発生抑制に向けた3R等の取組が求められています。

このため、県民や事業者の一般廃棄物処理に関する問題意識を高め、3Rにつながる行動を促進することが必要であり、特に、プラスチックごみの分別収集や食品ロス削減を強化することが重要です。

処理側では、3R施策の基幹となる一般廃棄物処理施設が、老朽化対策や更新の時期を迎えている市町村もあり、施設整備にかかるコストが市町村にとって大きな負担となっています。特に、地域人口の減少に伴い、一般廃棄物処理に係る住民1人当たりの負担が増加することが予想されます。

さらに、近年の激甚化する気象災害や直下型地震に備え、災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理体制の確保が求められています。

「茨城県ごみ処理広域化計画」や「茨城県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、持続可能な廃棄物処理の実現を目指す必要があります。

② 産業廃棄物処理に係る課題

産業廃棄物の排出量については、経済活動の状況により影響されるため、一概に排出量の削減を目指すことは難しいものの、3Rの取組を推進し、可能な限り排出の抑制及び再資源化に取り組むことが求められます。

一方、処理側では、排出事業者の処理責任において適正処理を確保することが原則である中、一部は不法投棄されているのが現状であり、県民の不安要素ともなっています。また、循環型社会において不可欠な社会インフラである、県内の産業廃棄物最終処分場については、安定的な確保が求められています。

これらのことから、排出事業者責任のより一層の徹底や適正処理・適正保管体制の整備を進めるとともに、事業者におけるさらなる3Rの取組が必要です。

また、令和2（2020）年度以降、不法投棄事案の発生件数は減少傾向にありますが、不法投棄を未然に防止するためには、県・市町村・県民や事業者等総ぐるみによる監視体制の構築や事案の早期解決を図るための対策が必要です。

加えて、エコフロンティアかさまの埋立て終了時期を見据え、公共関与の手法により、新たな産業廃棄物最終処分場について、安全を最優先に周辺環境との調和に配慮した施設整備を進めており、現処分場からの円滑な移行が求められています。

③ 循環型社会形成に係る共通課題

循環型社会の形成に向けては、サステナブル（Sustainable、持続可能）な社会の実現を見据え、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、それぞれ主体的に取り組んでいくことが求められます。

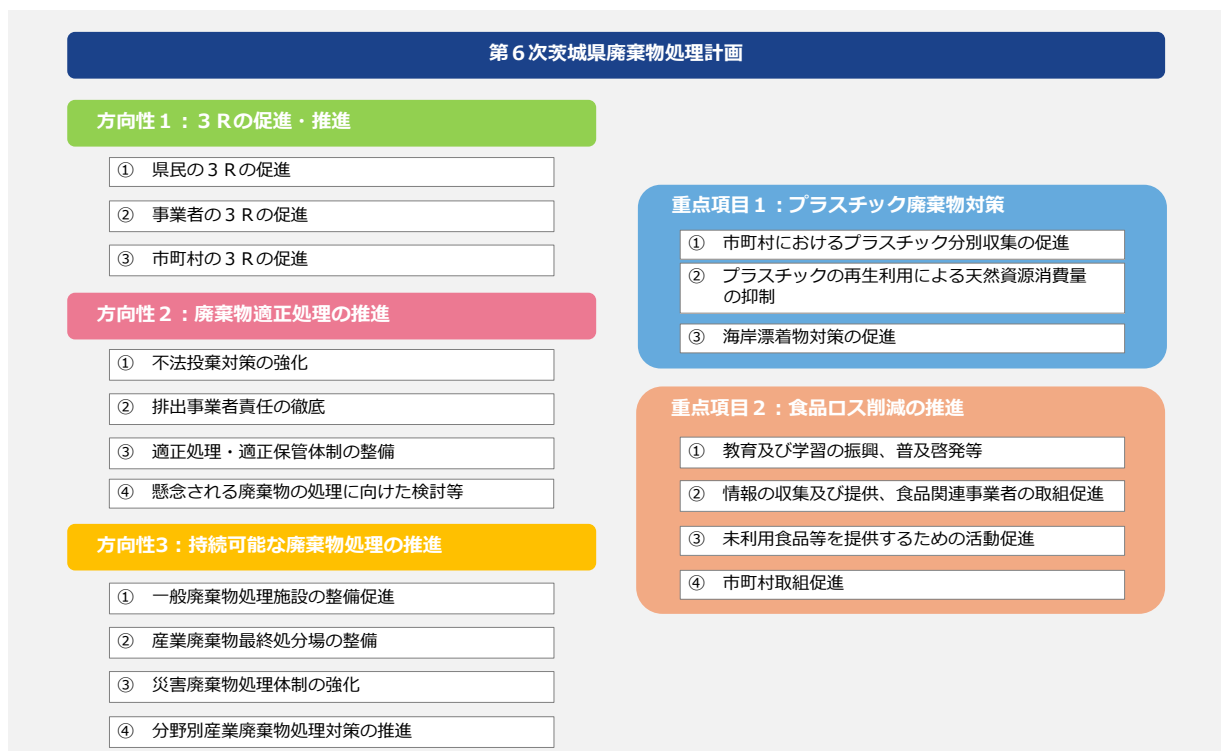
このため、県が、廃棄物を排出する側と処理する側の双方に関わり合いをもちながら総合的な舵取りを行い、循環型社会形成に向けた各主体の取組の促進が必要となっています。

（２）施策展開の方向性（施策の柱）

本計画においては、循環経済への移行と、前期計画に引き続き持続可能な循環型社会の形成を基本理念として、その実現に向けた施策を展開していくこととします。

そのための課題に対応し、次のとおり３つの方向性と２つの重点項目を設定し、方向性と重点項目ごとの施策の柱立てを行います。

【本計画における施策の柱】



方向性 1 : 3 R の促進・推進

① 県民の 3 R の促進

県民の主体的な 3 R 行動（特に 2 R（発生抑制、再使用））の促進を図ります。

② 事業者の 3 R の促進

排出事業者による主体的かつ積極的な 3 R の取組を促進します。

③ 市町村の 3 R の促進

市町村による地域の特性に応じた 3 R の取組を促進します。

方向性 2 : 廃棄物適正処理の推進

① 不法投棄対策の強化

不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、監視体制や関係機関等との連携強化により、未然防止や拡大防止、また、事案の早期解決を図るとともに、建設残土等による土地の埋立て行為の適正化を図ります。

② 排出事業者責任の徹底

排出事業者責任による廃棄物の適正処理を推進します。

③ 適正処理・適正保管体制の整備

処理業者における適正処理の徹底等により、廃棄物処理に対する県民等の信頼性の向上に努めます。

④ 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等

太陽光パネルの再資源化やリチウムイオンの適正処理等について、連携した処理体制確立や各種支援に向けて国の動向を注視し検討を進めます。

方向性 3 : 持続可能な廃棄物処理の推進

① 一般廃棄物処理施設の整備促進

市町村や一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の整備に係る支援や、複数市町村等による広域的処理の促進を図ります。

② 産業廃棄物最終処分場の整備

持続可能な循環型社会の形成に不可欠な新産業廃棄物最終処分場の整備を進め、その安定的な確保を図ります。

③ 災害廃棄物処理体制の強化

関係者間の連携等により、災害時における廃棄物処理体制の強化を図ります。

④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進

業種等の分野に応じた廃棄物処理対策を推進します。

重点項目 1： プラスチックごみ対策

- ① **市町村におけるプラスチック分別収集の促進**
市町村におけるプラスチック廃棄物等の分別収集促進を図ります。
- ② **プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制**
事業者と連携した再生利用やプラスチック・スマートの取組を促進します。
- ③ **海岸漂着物対策の促進**
海岸漂着物の回収や処理事業の促進、組成調査による実態把握を図ります。

重点項目 2： 食品ロス削減の推進

食品ロス削減に係る事項については、「食品ロス削減推進計画に関する事項」に掲載します。

食品ロス削減に向けた普及啓発や食品関連事業者の取組促進等を図ります。

4 廃棄物の減量化等の目標

(1) 計画における数値目標の設定について

一般廃棄物については、3Rの推進等による県民の削減努力により、県民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、県内の排出量は全国値より多く推移しており、更なる3R推進等の取組が求められます。また、産業廃棄物の排出量については、経済活動の状況によって左右されるため、事業者における再生利用や減量化の取組を促進することが必要です。

本計画に位置づけた循環型社会の形成に向けた各施策等の着実な実施を図るため、計画期間において目指すべき数値目標を、国の目標に準じて、以下のとおり設定します。

(2) 一般廃棄物

●目標設定の考え方

ア 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

分別収集して回収された資源ごみや事業活動から生じる一般廃棄物の事業系ごみを含めない指標であり、県民による分別収集等の3R推進や排出削減努力を反映することができる指標であるため、目標として設定します。

イ 排出量及び最終処分量

廃棄物の排出側全体の指標として「排出量」を、処理側全体の指標として「最終処分量」を目標として設定します。

ウ 出口側の循環利用率

資源化量を〔ごみ処理量＋集団回収量〕で除した数値について、廃棄物の循環利用状況を表す指標であり、リサイクルを推進するための目標として設定します。

エ 1人1日当たりのごみ排出量

各主体の取組の進捗状況等の把握に用いる参考指標を設定します。

[図表 27] 一般廃棄物の目標

指標			2023 (R5)	2030 (R12)		R5→R12 の 減少率 又は増加率
			基準	目標	予測値 (参考)	
一般廃棄物	数値 目標	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g)	580	<u>543</u>	550	▲6.4% (年▲0.91%)
		排出量 (千トン)	967	<u>851</u>	857	▲12.0% (年▲1.71%)
		最終処分量 (千トン)	57	<u>50</u>	51	▲12.0% (年▲1.71%)
		出口側の循環利用率 (%)	20.0	<u>26.0</u>	-	+6.0ポイント (年+0.86ポイント)
	参考 指標	1人1日当たりの ごみ排出量 (g)	921	<u>867</u>	874	▲5.9% (年▲0.84%)

※ 一般廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥）のうち、ごみの量を指標とする。

〔数値目標の設定根拠〕

① 一般廃棄物

ア 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和5（2023）年度時点で、全国値よりも22.1%多く排出されている現状を踏まえ、全国値との乖離を縮小させるため、国の削減目標（年換算▲0.45%）の約2倍の削減（年換算▲0.91%）を目標として設定する。

イ ごみ排出量及び最終処分量

「ア 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の削減目標をもとに目標値を設定する。

ウ 循環利用率

国の第5次循環型社会形成推進基本計画に準拠し、令和12年度（2030年度）：26%を目標値として設定する。

[図表 28] 【参考】国の目標（一般廃棄物）

指標	2023 (R4)	2030 (R12)	R4→R12 の減少率 又は増加率
	基準	目標	
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g)	約 496	約 478	▲3.6%(年▲0.45%)
排出量 (百万トン)	約 40	約 37	▲9.0%(年▲1.13%)
最終処分量 (百万トン)	約 3.4	約 3.2	▲5.0%(年▲0.63%)
出口側の循環利用率 (%)	約 20	約 26	+6.0ポイント(年+0.75ポイント)

(3) 産業廃棄物及び不法投棄

●目標設定の考え方

ア 排出量及び最終処分量

廃棄物の排出側全体の指標として「排出量」を、処理側全体の指標として「最終処分量」を目標として設定します。

イ 出口側の循環利用率

廃棄物の循環利用状況を表す指標であり、リサイクルを推進するための目標として設定します。（〔再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鋳さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量〕を〔排出量〕で除した数値。）

ウ 不法投棄発生件数

過去最少であった平成 29（2017）年度の水準（77 件）に減少させることを目標として設定します。

〔図表 29〕 産業廃棄物及び不法投棄の目標

指標			2023 (R5)	2030 (R12)		R5→R12 の 減少率 又は増加率
			基準	目標	予測値 (参考)	
産業 廃棄物	数値 目標	排出量 (千トン)	11,540	<u>11,500</u>	11,500	▲0.3%
		最終処分量 (千トン)	167	<u>167</u>	171	±0%
		出口側の循環 利用率 (%)	48.4	<u>48.8</u>	48.8	+0.4 ポイント
不法 投棄	数値 目標	不法投棄の 発生件数	112 (2024(R6)時点)	<u>80</u>	-	▲23.8%

※ 産業廃棄物最終処分量については、石炭火力発電所のばいじん等の最終処分量を除いた数値とする。

〔数値目標の設定根拠〕

② 産業廃棄物

ア 排出量

国の第 5 次循環型社会形成推進基本計画においては“+1%増に抑制”を目標としているが、本県においては、令和 12（2030）年度の予測において 0.3%の減少（11,500 千トン）を見込んでいるため、増加させないという観点から、予測値と同様の 11,500 千トンを目標値として設定する。

イ 最終処分量

石炭火力発電所のばいじん等については、港湾計画に則り処分が行われるため、最終処分量から石炭火力発電所相当分を差し引いた値を目標値として用いる。

全国値よりも最終処分率（石炭火力発電所のばいじん等除く）が低い状況を踏まえて、現状維持を目標として設定する。

ウ 出口側の循環利用率

国の第5次循環型社会形成推進基本計画においては現状維持することを目標としているため、本県も現状の循環利用率と同水準である予測値：48.8%を目標値として設定する。

〔図表 30〕【参考】国の目標（産業廃棄物）

指標	2023 (R4)	2030 (R12)	R4→R12 の減少率 又は増加率
	基準	目標	
排出量（百万トン）	約 370	約 374	+1.1%
最終処分量（百万トン）	約 8.7	約 7.8	▲10.3%
出口側の循環利用率（%）	約 37	約 37	±0 ポイント

5 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）

本計画において設定した目標の達成のため、施策展開の方向性に基づいて、次のとおり、各種施策（県の取組）を推進します。

なお、本計画においては、計画期間中において、プラスチックごみ問題及び食品ロス削減に向けて特に注力して取り組む施策を「重点項目」として設定します。

〔図表 31〕 施策体系図

持続可能な循環型社会の形成に向けて	方向性 1	
	3 Rの促進・推進	(1) 県民の3 Rの促進 (2) 事業者の3 Rの促進 (3) 市町村の3 Rの促進
	方向性 2	
	廃棄物適正処理の推進	(1) 不法投棄対策の強化 (2) 排出事業者責任の徹底 (3) 適正処理・適正保管体制の整備 (4) 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等
	方向性 3	
	持続可能な廃棄物処理の推進	(1) 一般廃棄物処理施設の整備支援 (2) 産業廃棄物最終処分場の整備 (3) 災害廃棄物処理体制の強化 (4) 分野別産業廃棄物処理対策の推進
重点項目	重点項目①	
	プラスチックごみ対策	(1) 市町村におけるプラスチック分別収集の促進 (2) プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制 (3) 海岸漂着物対策の促進
	重点項目②	
	食品ロス削減の推進	(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等 (2) 情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進 (3) 未利用食品等を提供するための活動促進 (4) 市町村の取組促進

〔項目 1〕 県民の 3 R の促進

資源の適正な循環的利用により、廃棄物処理に起因する環境負荷の低減を図るため、一般廃棄物処理の包括的責任を有する市町村との協力により、県民の廃棄物に関する問題意識の向上や、県民等による主体的な 3 R 行動の促進を図ります。

また、プラスチックごみ対策や食品ロス削減対策の取組については重点的に推進していきます。

■ **ごみ処理に関する情報発信**

ごみ処理に関する県民の理解を高めるため、「一般廃棄物処理実態調査」の市町村別、一部事務組合別の情報について、毎年度、県のホームページ上で公開し、県内の実態を発信します。

また、生ごみ処理機やコンポスター等の購入補助や資源回収に対する奨励金など、市町村ごとの特徴的な 3 R 施策の紹介と併せ、1 人 1 日当たりのごみの排出量や住民 1 人当たりの処理コストなどの市町村ごとの処理状況について、県民にわかりやすい形での情報発信に努めます。

■ **環境教育の推進及び環境意識の醸成**

児童・生徒を対象として環境省が実施する「3 R ポスターコンクール」への参加呼びかけや、食品ロス削減に関する学習教材の普及を図り、廃棄物を身近な問題として学習する機会を創出します。

また、エコフロンティアかさまに併設する環境学習施設の展示の充実や、新産業廃棄物最終処分場（エコみらいひたち）に併設予定の環境学習施設の整備を進めるとともに、霞ヶ浦環境科学センターにおける環境学習支援、「エコ・カレッジ」開催によるリーダー養成等により、県民の環境学習を推進します。

■ **エコ・ショップ制度の推進**

スーパーマーケット等における資源物（トレイや PET ボトル etc）の店頭回収や簡易包装の実施、環境にやさしい商品の販売等の活動を行う店舗をエコ・ショップとして登録し周知することで、県民及び事業者の 3 R 行動を促進します。

●エコ・ショップ登録店舗数（令和 7（2025）年 1 月時点）：400 店舗

【コラム1】エコ・ショップ

茨城県では市町村と連携のもと、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

エコショップ認定店の取組内容例
環境にやさしい商品の積極的な販売 (エコマーク商品、再生品、リターナブル容器入商品等)
環境にやさしい商品コーナーの設置
包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
レジ袋の削減のための買物かご等持参の促進
取扱商品の修理等の実施
広告チラシ等への再生紙の使用
空き缶の店頭回収の実施
空きビンの店頭回収の実施
紙パック容器の店頭回収の実施
トレイの店頭回収の実施
PET ボトルの店頭回収の実施
その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施
エコショップ認定ステッカー
 

■ 集団回収表彰制度の推進

地域において市町村と協力し資源ごみの集団回収を積極的に実施している団体等に対する顕彰制度により、優良な団体を表彰して、その活動内容を広く発信します。

■ 衣類の再資源化の促進

新規

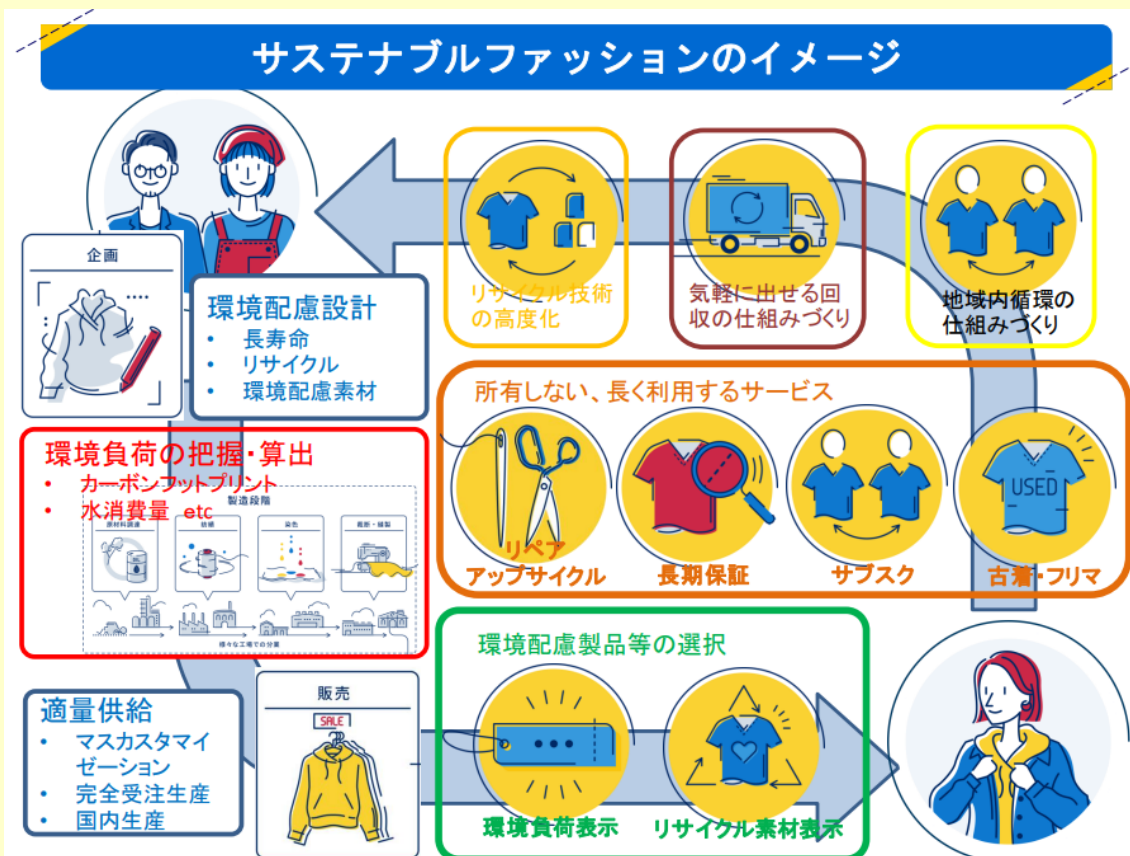
衣類の大量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷について国際的な問題となっており、生産から着用、廃棄に至るまで、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮したサステナブル（持続可能）な取組（サステナブルファッション）が求められています。

市町村による衣類の再資源化の取組状況など、情報発信等により、県民の3R行動を促進していきます。

【コラム2】サステナブルファッション

ファッション産業は、原材料の調達から製造、輸送、廃棄に至るまで環境に影響を与えています。企業は環境負荷を低減するための取組を行っていますが、衣服は多様な素材が混合されるだけでなく、海外生産により分業化されているため、環境負荷の実態を把握することは難しい状況です。衣服の製造過程では、CO₂の排出や大量の水が使用されるほか、生産過程で廃棄物も発生します。大量生産・大量消費が進むとともに、衣服のライフサイクルが短くなっているため、大量廃棄が懸念されています。

服を手放す場合は、リユースショップやフリマアプリを通じて古着を譲渡・売却や資源回収の利用、可燃ごみ・不燃ごみとしての廃棄といった三つの手法がとられます。廃棄量を減らすためには、服を長く大切に着用し、手放す際にはまず中古品として他の人に使ってもらうことが重要です。難しい場合は資源回収を利用し、できるだけごみとしての廃棄しないよう努めることが重要です。



〔資料〕 環境省「サステナブルファッションホームページ」

■ プラスチックごみ対策の推進

拡充

（県民以外の各主体にも跨る取組内容であり、重点項目に掲載）

市町村におけるプラスチックごみの分別収集や事業者との連携による再生利用の促進などにより、プラスチックごみ対策について重点的に取り組んでいきます。

■ 食品ロス削減対策の推進 拡充

（県民以外の各主体にも跨る取組内容であり、重点項目に掲載）

県民に対する普及啓発、食品関連事業者や関係団体の取組促進などにより、食品ロス削減対策について重点的に取り組んでいきます。

〔項目 2〕事業者の 3 R の促進

C S R（Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任）に基づいて、排出事業者による主体的かつ、より積極的な 3 R の取組が促進されるよう、必要な情報提供や環境整備に取り組めます。

■ エコ・ショップ制度の推進【再掲】

スーパーマーケット等における資源循環の店頭回収や簡易包装の実施、環境にやさしい商品の販売等の活動を行う店舗をエコ・ショップとして登録し周知することで、県民及び事業者の 3 R 行動を促進します。

■ 廃棄物再資源化指導センターの活用

茨城県廃棄物再資源化指導センターにおいて、排出事業者の個別の相談に対応するとともに、廃棄物処理に関する情報誌の発行や講習会の開催等により、排出事業者による排出抑制や再資源化の取組を促進します。

●令和 6（2024）年度年間相談件数：900 件

■ 産業廃棄物多量排出事業者による排出抑制

産業廃棄物多量排出事業者に対しては、廃棄物減量化計画の策定を促し、提出された計画及び処理実績を県ホームページ上で公表することで、主体的な減量化の取組を促進するとともに、定期的な立入検査を実施するなどのフォローアップを行うなど、指導に努めます。

（また、計画の提出手続の電子化を進め、多量排出事業者の利便性の向上や統計資料としての二次的利用を図ります。）

■ 茨城県グリーン購入推進方針の推進

環境負荷に配慮した製品やリサイクル製品等については、「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき、県が率先して調達するとともに、事業者におけるグリーン購入を推進します。

〔項目 3〕市町村の 3 R の促進

一般廃棄物処理の包括的責任を有する市町村と連携、協力を図りつつ、各市町村の地域の特性に応じた減量化、再資源化の取組を促進します。

また、プラスチックごみ対策の取組については重点的に推進していきます。

■ ごみ処理有料化の導入支援

ごみ処理有料化の導入を検討している市町村に対し、県内市町村の有料化状況・導入事例を発信・周知し、経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制や再生利用を促進します。

- 生活系可燃ごみの手数料有料制導入市町村（令和 6（2024）年 3 月時点）
： 20 市町村

■ 資源ごみ分別の促進 拡充

ごみの再資源化をさらに促進するには、排出側の県民によるごみの分別はもとより、処理側の市町村による収集・運搬、処理体制の整備や排出処理双方の合意形成等が必要です。

市町村によっては分別収集が行われていない再生資源（生ごみ、廃食油、バイオマス資源（剪定枝等）、衣類など）について、市町村による分別収集・再資源化の取組を拡大するため、分別収集・再資源化が行われていない市町村における課題を把握し、その解決に向けた助言や情報提供を行います。

- 各種取組を実施している市町村数（令和 7（2025）年 3 月時点）

生ごみの再資源化事業	：	5 市町村
廃食用油の再資源化事業	：	19 市町村
剪定枝等の再資源化事業	：	7 市町村
衣類の再資源化事業	：	34 市町村

【コラム3】生ごみの再資源化事例（土浦市）

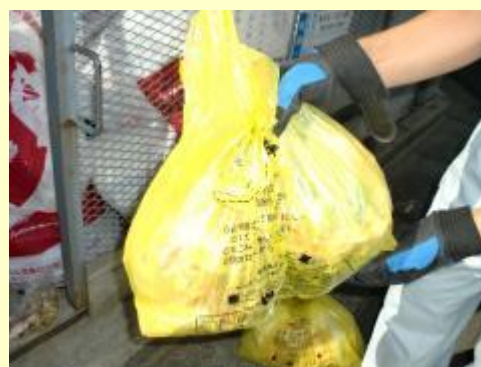
土浦市では、燃やせるごみを減らし、資源を利活用するために、平成 27 (2015) 年から、家庭から出る生ごみについて、指定袋によるステーション回収を実施しています。

収集した生ごみについては、市内施設においてメタン発酵処理により、「バイオガス」・「堆肥」に再資源化されています。

《回収できるものの代表例》

調理生ごみ(野菜・果物 などのカットくず) 残飯(食べ残し) 卵の殻、魚や肉の骨		十分に水切りをしてから出してください。 生ごみを三角コーナーの水切りネットやビニールに 入れたまま出しても大丈夫です。 ※水切りネットは不織布のものを使用しましょう
小さな貝から エビ・カニから		しじみやあさりなどの小さな貝は大丈夫です。
茶がら・コーヒーがら 紅茶などのティーバッグ		水切りをして新聞紙などにくるんでください。 コーヒーはフィルターごと出しても大丈夫です。
未開封の不要食品 (古くなってしまったものなど)		容器や包装から取り出し、中身だけ出してください。 缶づめ・瓶づめは中身だけ出してください。

《分別収集から再資源化の流れ》



〔資料〕 茨城県土浦市ホームページ「生ごみ分別収集について」

【コラム4】廃食油の再資源化事例（日立市）

日立市では、ごみの減量化・資源化を図るため、平成 21（2009）年より、一般家庭から排出される廃食用油を拠点回収し、平成 27（2015）年からは石鹸やインク塗料などへの再利用・リサイクルに取り組んできました。

令和 6（2024）年からは、回収した廃食用油を航空燃料「SAF」として再資源化する新たな取組へ移行するため ENEOS 株式会社及び株式会社吉川油脂と連携協定を締結し、新たな取組を開始しています。

《廃食油の資源循環の概要》



《市内の交流センターにおける回収の様子》



〔資料〕茨城県日立市ホームページ「ご家庭で使い終わった食用油（廃食用油）を回収しています」

【コラム5】剪定枝等の再資源化事例

（霞台厚生施設組合（構成市町：石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町））

霞台厚生施設組合クリーンセンターでは、草木類の直接搬入を受け付けており、持ち込まれた草木類は、破碎・チップ化後、堆肥として再資源化されています。

■ リサイクル全般の促進

市町村が資源回収の窓口となる容器包装リサイクルや小型家電リサイクル等について、その回収が円滑に行われるよう、効率的な回収方法等に関する情報提供を行うとともに、市町村の負担軽減等に関する制度の見直しについて、継続して国に働きかけを行います。

■ 一般廃棄物焼却灰の再資源化支援 新規

リサイクルできず、やむを得ず焼却する場合でも、焼却後に発生する焼却灰をセメント原料などとしてリサイクルし、最終処分量を減らす取組が進んでおり、市町村に向けて取組事例などの情報提供を行い、再資源化を支援します。

●再資源化を実施している市町村（令和 6（2024）年 3 月時点）：33 市町村

〔項目 1〕 不法投棄対策の強化

廃棄物の不適正処理に起因する生活環境上の支障を防止するとともに、陸域で行われる廃棄物処理による海洋汚染等の環境への負荷を低減させるため、県民等総ぐるみの監視体制の構築や関係機関等の連携の強化により、ゲリラ的不法投棄など悪質・巧妙化する事案の未然防止と拡大防止の早期解決に努めます。

また、建設残土等を用いた土地の埋立て等については、土地の面積に応じて 3,000 m²超を県が、また、それ以下を市町村が、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同種の市町村条例（以下「残土条例」という。）により規制していますが、無許可の残土処分については、面積にかかわらず出来るだけ早い段階から市町村や警察と連携して、拡大防止を図ります。

■ 監視体制の強化（警察との連携）

県廃棄物規制課不法投棄対策室に併任警察官を配置するとともに、警察OB等を不法投棄等機動調査員として雇用し、昼夜問わずパトロールを実施しているほか、各県民センター等の不法投棄監視班、市町村や警察との連携を強化しながら、不法投棄や不適正な残土処分に対して厳格な対応を行います。

解体現場への立入検査を行うことにより、これまでに指導を受けてこなかった解体事業者等に対しても違反行為等の是正を指導し、不法投棄等の新規事案発生の抑止に努めます。

■ 監視体制の強化（不法投棄 110 番やボランティアの委嘱）

監視体制の更なる強化を図るため、フリーダイヤル「不法投棄 110 番」の周知や全県域でのボランティア不法投棄監視員の委嘱、市町村併任職員制度に基づく産業廃棄物等に係る立入検査権を付与する等により、地域の積極的な協力を仰ぐとともに、監視体制を整備し、民間団体等との監視協定締結については、協定締結先の拡大を図ります。

■ 監視体制の強化（通報アプリの活用）

通報アプリの導入により、不法投棄等の現場の情報を素早く把握することで事案の早期発見・早期対応に繋げるとともに、あらかじめ投棄されそうな場所の情報の収集や、過去の実績を検証して、投棄地点を予測した重点的なパトロールを実施します。

■ 監視体制の強化（パトロールの民間委託）

休日・夜間に発生する不法投棄に対して、Webカメラの設置による常時監視や、

市町村や警察と連携したパトロールの実施、民間警備会社への監視業務委託などにより、監視を強化することで違反行為者を特定し、行政指導や是正命令等の資料として活用する他、不法投棄等重要監視ルートにおける休日夜間の巡回によって不法投棄等の抑止に努めます。

■ 監視体制の強化（その他）

不法投棄防止強調月間（6月、11月）を設定し、警察や市町村等の関係機関と連携の下、集中的なパトロール等を実施するほか、発見時の早期通報や土地所有者による土地の適切な管理に関する県民等への啓発を行います。

また、一斉車両検査では、廃棄物や土砂等を積載した車両の聞取り指導等を行うことにより、事案発生の予防に努めます。

■ 不適正事案の早期対応

無許可の残土処分など悪質な事案に対しては、警察と連携しWebカメラによる常時監視やドローンによる上空からの監視をアピールすることで違反行為の継続抑止を図り、廃棄物等の自動計測や搬入車両の追尾等により客観的証拠を収集し、行為者の検挙につなげます。

■ 規制や罰則の強化について国への働きかけ

不適正事案に対する規制や罰則の強化について、国へ法整備を働きかけるとともに、県残土条例については、盛土規制法の運用開始（令和7（2025）年4月1日（水戸市除く））に合わせて、残土条例と盛土規制法の規制内容が一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード制度）創設等を踏まえて改正した残土条例を施行します。

■ 一般廃棄物のポイ捨て対策

資源の有効利用の促進の対応に努め、環境保全に対する意識の醸成をねらいとして、県内の統一美化キャンペーンを実施します。

環境美化活動等への県民の参加を促すほか、市町村と連携したごみ散乱防止等の普及啓発により、環境保全・環境美化に関する意識啓発を図ります。

〔項目2〕排出事業者責任の徹底

法に定める排出事業者責任の重要性に鑑み、コンプライアンス遵守に基づいた事業者による廃棄物の適正処理を推進します。

■ 電子マニフェスト利用の拡大

排出事業者に対して、電子マニフェスト制度の普及を図ります。そのため、産業

廃棄物の受入側である処理業者について、(一社) 茨城県産業資源循環協会と協力して、産業廃棄物処理業者に対する講習会を実施し、電子マニフェストに関する理解を深めるとともに加入を促進します。

■ 県内搬入事前協議制度等によるチェック体制の確保

県外で発生した産業廃棄物を県内で処理する場合には、「県内搬入事前協議制度」に基づき、廃棄物の性状に応じて適正な処理方法が選択されているか、十分に処理が可能な量となっているか等を排出事業者責任において確認していることを担保するとともに、当該排出事業者と県との間で協定を締結することにより、その適正処理を確保します。

■ PCB廃棄物適正処理指導員による巡回指導

法定されたPCB廃棄物の期限内処理の徹底を図るため、PCB廃棄物適正処理指導員の設置等により、保管業者に対する巡回指導を行い、期限内処理を進めます。

■ アスベスト適正処理指導員による立入指導

アスベスト廃棄物の適正処理を徹底するため、各県民センター等へアスベスト適正処理指導員を配置し、建設解体現場や破砕処理施設での直接指導等を行います。

■ 感染性廃棄物の適正処理推進

医療法の規定に基づく立入検査を計画的に実施し、感染性廃棄物の処理状況などを確認することにより、医療行為から排出される廃棄物の適正処理を推進します。

〔項目3〕適正処理・適正保管体制の整備

資源循環産業の健全な発展を図るため、処理業者の廃棄物処理事業における適正処理の徹底等により、廃棄物処理に対する県民等の信頼性の向上に努めます。

■ 産業廃棄物処理施設設置に係る事前審査及び立入検査による適正処理の確保

廃棄物処理事業に供される施設の設置許可においては、周辺環境の保全や周辺住民等との調整状況等について、自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業の許可においては、基準への適合性等について、各々県独自の事前審査制度に基づき、許可手続きに先立って審査を行うことにより、地域との調和が図られた施設の設置を推進します。

また、産業廃棄物処理業者や排出事業者が設置する廃棄物処理施設については、計画的に立入検査を実施し、処理基準や維持管理基準の遵守を徹底します。

■ 優良産業廃棄物処理業者の認定による廃棄物処理業界の地位向上等

事業の透明性や環境配慮の取組、財務体質の健全性などの基準に適合することが必要とされる「優良産業廃棄物処理業者認定制度」について、産業廃棄物処理業者や排出事業者に周知することで認定業者を増やし、産業廃棄物処理業界の地位向上と競争力強化を図ります。

■ 有害使用済機器の適正な保管の推進

有価で取引されている使用済みの家庭用電気電子機器等、いわゆる「有害使用済機器」については、県が制定した「有害使用済機器保管等業者に対する指導監督指針」に基づき、市町村と協力して調査及び立入検査を行い、不適正な保管等の違反事案等に対して厳格に対応します。

また、違法な不要品回収業者を利用しないよう、市町村と協力して、県民に呼びかけるとともに、保管等事業者への立入検査や指導等において、市町村と連携して対応します。

■ 再生資源物の適正保管の推進

新規

令和6（2024）年4月に施行した「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」に基づき、金属スクラップやプラスチック等の再生資源物の不適正な保管による崩落、火災等の事故や騒音・振動などの発生を未然に防止するために、事業者に対し適正な保管について継続的に指導を行います。

■ 業界との意見交換

廃棄物処理を担う人材を対象として、適正処理講習会の開催や茨城県産業資源循環協会と協力して業界との意見交換会等の機会を創出することで、適正な廃棄物の処理の知識の習得等を支援します。

〔項目4〕懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等

太陽光パネルの再資源化やリチウムイオン電池の適正処理等の懸念されている廃棄物の処理について、連携した処理体制確立や各種支援に向けて国の動向を注視していくとともに、普及啓発や市町村への情報提供等を取り組んでまいります。

■ 太陽光パネルの再資源化

新規

廃止された太陽光発電設備が事業実施後に不適切に管理又は放置された場合、ガラス面の破損等、状況によっては、感電や飛散、含有物質の流出等が発生する可能性があることから、適正な廃棄・リサイクルに対する懸念が高まっています

使用済み太陽光パネルのリサイクル義務化については、現在国で検討が進められており、適正な廃棄・リサイクルを促進するため、国の動向を注視してまいります。

■ 火災原因となるリチウムイオン電池等の適正処理 新規

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を含む製品の混入が原因とみられる収集運搬車両、廃棄物の保管場所及び廃棄物処理施設での火災発生事故が多発しています。

不要になったリチウムイオン電池・電池使用製品の廃棄については、市町村における回収体制の整備を促進するとともに、排出者において分別が徹底されるよう、市町村と連携し普及啓発を進めます。

また、市町村等が一般廃棄物処理施設を整備するにあたって消火設備等の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、積極的な活用を呼びかけていきます。

【コラム6】リチウムイオン電池等の廃棄時の危険性

火災事故等を防ぐため、ご家庭で不要になったリチウム蓄電池等は、お住いの市町村のごみ捨てルールに従って、処分していただくなど、県民一人一人の心がけが必要です。

環境省では、以下のとおり啓発動画や啓発ポスターを作成し呼びかけております。

《リチウムイオン電池が使用されている製品例と環境省啓発ポスター》



[資料] 環境省リチウム蓄電池関係 HP

《環境省啓発動画》

- ・なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Long ver.）

<https://youtu.be/7bEtqhTPvjI>

- ・なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Short ver.）

<https://youtu.be/wychH6IQFmvM>

■ 高齢化社会への対応

在宅医療によって家庭で処理することが必要な医療廃棄物や、紙おむつ、使用済みのマスク等の感染リスクがあるごみの処理に関する正しい知識等について、市町村と協力して情報提供を行います。

また、高齢化社会に対応したごみ収集運搬等に関する事例等について、県民や市町村等へ情報提供を行い、ごみ処理体制の構築を支援します。

方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進

〔項目1〕一般廃棄物処理施設の整備支援

生活環境の保全を確保するために欠かすことのできない社会インフラの一つである一般廃棄物処理施設について、安定的な維持・管理を図ります。

■ 循環型社会形成推進交付金活用等による市町村の廃棄物処理施設整備支援

市町村における廃棄物の3Rや適正処理、災害廃棄物対策に係る基幹的施設である一般廃棄物処理施設については、持続可能で廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制を確保するため、国の交付金制度に関する情報提供を行い、施設整備を実施する自治体については、交付申請等必要な手続きに対する助言等を行うことで施設整備や老朽化対策の促進を図ります。

■ 広域的なごみ処理の促進

人口減少時代における安定的かつ効率的な処理体制の構築と再生利用を促進する観点から、令和4（2022）年3月にごみ処理広域化計画の見直しを行いました。

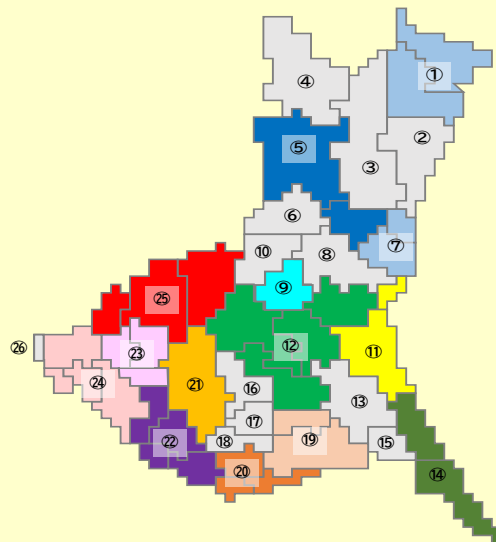
各市町村において、広域化の検討が進められているか、状況を把握し、必要に応じて技術的助言を行います。

【コラム7】広域化の状況

現在、茨城県のごみ処理は27ブロック（⑪は令和9（2027）年予定）で行われております。

「茨城県ごみ処理広域化計画」においては、概ね30年後（令和34（2052）年頃）までに、県内のごみ処理ブロックを10ブロックにすることを目標としております。

《県内の広域化の状況》



〔項目2〕産業廃棄物最終処分場の整備

本県経済の持続的発展に欠かすことのできない社会インフラである産業廃棄物最終処分場について、公共関与の手法により、安定的な確保に努めます。

■ 新産業廃棄物最終処分場への移行

循環型社会の形成と県内産業の持続的発展に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場の確保対策として、エコフロンティアかさまの埋立て終了時期を見据え、公共関与の手法により、日立市諏訪町の鉱山跡地において新たな産業廃棄物最終処分場（エコみらいひたち）の整備を進めるとともに、“エコフロンティアかさま”から“エコみらいひたち”への円滑な移行に努めます。

■ エコみらいひたちの整備・運営

新規

エコみらいひたちの整備にあたっては、地元理解に努めながら、安全を最優先に周辺環境との調和に配慮した施設整備に取り組みます。

また、運営については、廃棄物の適正処理や当該処理に関する情報等の透明性の確保により、周辺住民との信頼関係を構築し、併せて地域の振興にも貢献するなど、地域との共生が図られたモデル的な運営に努めます。

【コラム8】エコみらいひたちの概要

事業主体	一般財団法人茨城県環境保全事業団
設置場所	日立市諏訪町地内
最終処分場の種類	管理型最終処分場
埋立容量	2,400,000 m ³

《パース図》



〔項目 3〕 災害廃棄物処理体制の強化

災害に伴い発生する廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、災害時の廃棄物処理に係る市町村の対応力の強化や、関係者間の連携等による災害廃棄物処理体制を強化します。

■ 県内災害廃棄物処理体制の強化

県内すべての市町村で災害廃棄物処理計画が策定されており、今後は災害廃棄物対応の実効性をより高めるため、必要に応じて、県及び市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを促進します。

また、令和 2（2020）年 6 月 1 日に締結した「災害廃棄物の処理に係る連携及び協力に関する協定」に基づき、関係者間の連携強化や研修機会の創出による人材の育成等を行います。

■ 県域を越えた広域的な連携の確保

大規模災害に適切に対応するため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会を通して、平時から都県や国と意見交換・連携を図るとともに、国の広域ネットワークの活用により、県域を超えた広域処理体制を確保します。

〔項目 4〕 分野別産業廃棄物処理対策の推進

業種等の分野に応じた廃棄物処理対策を推進します。

■ 使用済自動車リサイクルにおける適正処理の確保

使用済自動車の処理については、自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可や、立入検査等における解体業者への指導等を通じて、適正処理を確保します。

■ 家畜排せつ物法に基づく適正処理の指導等

家畜排せつ物の処理については、家畜排せつ物法に基づき適正に管理されるよう畜産農家を定期的に巡回し、指導するとともに、耕種農家との連携強化や耕種農家のニーズに即したバイオマス利用や堆肥の生産、流通、農地への還元等による循環型農業を推進する。

■ 農業由来の廃プラスチック適正処理の推進

使用済農業用塩化ビニルフィルムやポリエチレンフィルム等の処理については、「茨城県園芸リサイクルセンター」を核としたリサイクルシステムを継続することにより、農業者による適正処理を促進します。

■ 建設副産物の発生抑制や再生利用の促進

公共工事で発生する建設発生土については、「茨城県建設発生土情報検索システム」等の活用により、工事間利用を推進するとともに、工事間利用が困難な場合でも、(一財)茨城県建設技術管理センターが運営するストックヤードを利用するなど、再利用を図ります。

また、県内で行われるすべての公共工事や民間建設工事で発生する建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)については、「建設リサイクル法」に基づき、分別・再資源化を促進します。

なお、県発注の公共工事においては、民間工事の先導的役割を担うことから「茨城県建設リサイクルガイドライン」や「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」等を運用し、建設廃棄物の排出抑制や再生資源の率優先的な利用に取り組みます。

■ 浄水発生土及び下水道汚泥のリサイクル推進

県管理の浄水場から発生する浄水発生土については、引き続き、セメント原料化等による全量の再生利用に取り組みます。

また、県管理の下水道処理場から発生する脱水汚泥のうち、放射性セシウムによる影響が低いものは、セメント原料化等による再生利用を行っており、更なるリサイクル率向上に努めます。

なお、これらの汚泥の処理方法については、環境やコストの観点から、多様な有効利用方法の検討を進めます。

■ 指定廃棄物の処理についての国への働きかけ

指定廃棄物については、保管が継続されている市町村等と連携し、国が責任を持って処理を行うよう、引き続き、国に働きかけを行います。

重点項目 1 プラスチックごみ対策

プラスチックごみについては、ポイ捨てや不法投棄に加え、海洋等に流出したプラスチックがマイクロプラスチック（一般的に 5 mm 未満）化し、生態系に影響を及ぼす影響が懸念されております。

令和 4（2022）年 4 月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村における分別収集や、県民・事業者におけるリサイクル等についての意識醸成が求められています。

これらのことを踏まえ、茨城県においてはプラスチックごみ対策について重点的に取り組みます。

〔項目 1〕市町村におけるプラスチック分別収集の促進

プラスチックごみの発生抑制と資源循環の仕組みを構築するため、県内市町村による分別収集等の取組促進に向けた支援と体制づくりを図ります。

■ 市町村における分別収集の促進及びリサイクル施設の整備支援

プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化を拡大するため、市町村を対象にセミナー等を開催し、取組の課題の整理や解決に向けた助言等を行います。また、プラスチックリサイクル技術などを住民に分かりやすく説明することで、ごみの減量化やリサイクルの意識醸成を図ります。

また、リサイクルに係る施設を整備する場合には、循環型社会形成推進交付金等を活用することが可能であることから、交付金活用の際には技術的助言を行うなど、市町村を支援します。

- プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）の分別収集実施市町村数
（令和 7（2025）年 3 月時点）：25 市町村

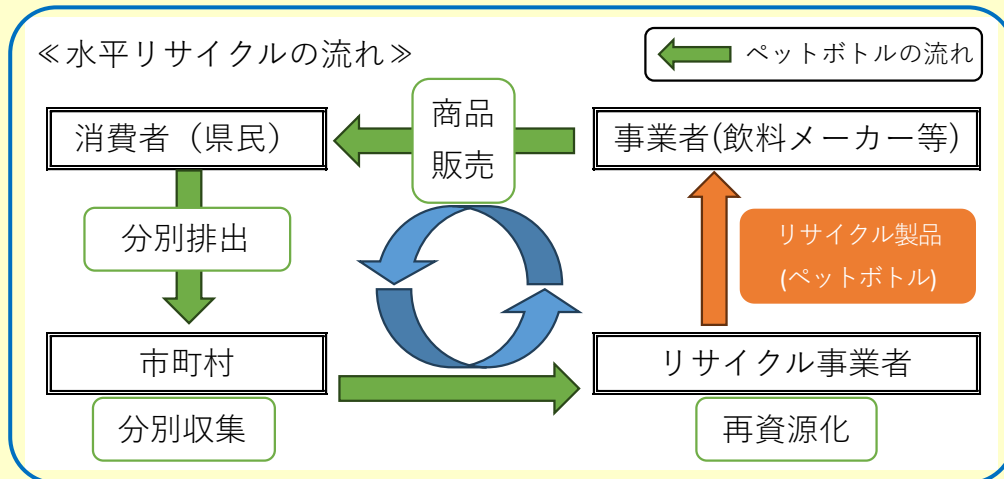
■ ペットボトルの B to B 促進

食品用ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル：B to B）の取組を市町村へ情報提供を行い、取組を拡大していきます。また、ペットボトルの洗浄や分別、回収、リサイクル等の水平リサイクルの仕組みを地域住民に啓発し、取組拡大を支援します。

- ペットボトル水平リサイクルの実施市町村数（令和 7（2025）年 3 月時点）
：25 市町村

【コラム9】 ペットボトルの B to B

水平リサイクルとは、リサイクル前と後で用途を変えずに資源を循環させるリサイクル手法です。「B to B (ボトル to ボトル)」は、使用済みペットボトルを回収して、新たなペットボトルに再生するという水平リサイクルです。



【項目2】 プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制

プラスチックごみの発生抑制と資源循環、焼却量の削減を図るため、県内事業者との連携や広報活動を推進します。

■ 事業者との連携による再生利用の促進

プラスチックの再生利用の促進を図るために、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクル等を利用したプラスチックの資源循環を県と市町村、企業等と連携して進めていきます。

【コラム10】 三菱ケミカル株式会社との連携

令和7（2025）年に三菱ケミカル株式会社は、神栖市に国内初の超臨界水による油化技術を用いた廃プラスチックのケミカルリサイクルプラントを整備しました。

県では、三菱ケミカル株式会社や市町村などと連携し、廃プラスチックのケミカルリサイクルを推進します。

ケミカルリサイクルについて

ケミカルリサイクルとは、廃棄物に化学的処理を施し、元の製品や他の製品の原材料などに再利用するリサイクル手法です。

いくつか手法がありますが、廃棄したプラスチック製品を化学的に分解し、原料レベルの油に戻すことで、プラスチック製品を再生することができる手法（油化）等があります。

プラスチック製品を再生するためには、廃棄したプラスチック製品を収集し、異物を取り除くために分別することが重要です。

■ プラスチック・スマートの促進

レジ袋の有料配布の義務化の周知徹底を図りながら、マイバック持参の習慣づけを進めます。

また、使い捨てプラスチック製品の使用の削減などの「プラスチックとの賢い付き合い方（プラスチック・スマート）」の意識付けを図るとともに、県民や企業などのあらゆる主体を対象として、国が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンへの参加を促します。

〔項目３〕海岸漂着物対策の促進

海岸漂着物の円滑な回収・処理のほか、環境教育や普及啓発等によるプラスチックごみなどの発生抑制対策を推進し、実態を把握するとともに、国や関係団体、市町村、事業者、県民と協働して海岸の良好な環境及び景観、海洋環境の保全に努めます。

■ 補助を活用した回収、処理事業の促進

海岸漂着物対策については、海岸における良好な景観及び環境保全を図るため、漂着ごみの回収、処理を行う市町村に対して補助を実施し、その取組を促進します。

■ 組成調査の実施による実態把握

海岸漂着物対策を効果的に実施するため、漂着ごみの組成、存在量及び経年変化等の把握に努めるとともに、国と情報共有して、漂着ごみの動態研究に寄与します。

■ 陸域における漂着ごみ対策

漂着ごみの多くは陸域由来であることから、県内の統一美化キャンペーン等により環境美化活動等への県民の参加を促すほか、市町村と連携したごみ散乱防止等の普及啓発により、漂着ごみ対策の推進を図ります。

重点項目 2 食品ロス削減の推進

令和 5（2023）年度における全国の食品ロス量は 464 万トン（家庭系 233 万トン、事業者計 231 万トン）と推計され、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量（令和 5（2023）年度）の年間約 370 万トンの約 1.3 倍になります。

大切な食品資源の有効活用や環境負荷低減のためにも食品ロスを削減することは重要であることから、県民や県内事業者等の意識醸成と主体的な行動につなげるため、食品ロス削減対策について重点的に取組を進めていきます。（詳細は、「食品ロス削減推進計画に関する事項」に記載）

〔項目 1〕教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性について理解と関心を深めるための教育や普及啓発の施策を、エンカル消費や食育など関連する取組と連携し推進します。

〔項目 2〕情報収集・提供、食品関連事業者の取組促進

食品ロス削減に向けた事業者の取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している事業系食品ロスを削減するための取組を推進していきます。

〔項目 3〕未利用食品等を提供するための活動促進

事業活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で余っている食品等について、それを提供するための活動を行う団体等と連携し、積極的な活用を図ります。

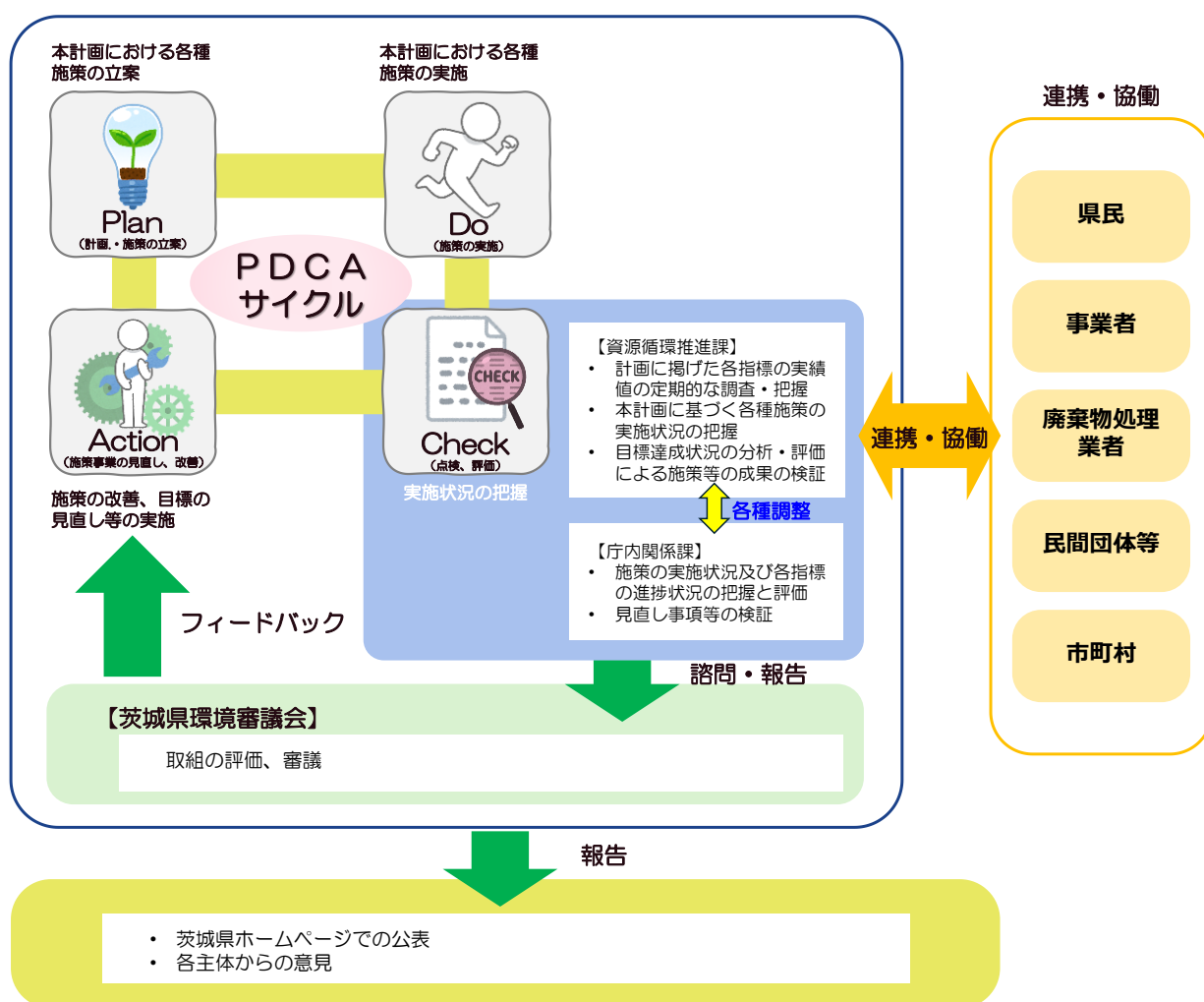
〔項目 4〕市町村の取組促進

食品ロスの削減にあたっては、県民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割が大きいことから、市町村における取組に対する支援を行います。

6 計画推進に係る基本的事項

廃棄物の処理を巡る諸問題の解決を図りつつ、天然資源の消費の抑制や環境への負荷を低減させていくためには、全ての県民や事業者、行政等が、廃棄物処理の当事者として、循環型社会の形成という共通の目的に向かい、連携・協働して、それぞれが主体的に取り組を進めていくことが重要です。

このため、本計画の推進に必要な基本的事項として、各主体の責務や役割の明確化を図るとともに、目標の達成状況等の分析及び評価等による計画の進行管理の方法を以下のとおり明記し、本計画に基づき、社会経済情勢の変化等に即した対応に努めます。



【各主体の参画による計画の進行管理イメージ図】

(1) 各主体の責務・役割

① 県民

ア 廃棄物の発生の抑制や3Rの推進に係る取組が重要です。資源ごみ分別等により自治体の循環利用に向けた取組への協力や店頭回収の有効活用等、再資源化に努めることが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 繰り返し利用できる長寿命の製品や、再生利用が容易な製品、リサイクル製品を選んで選択し、長期にわたって使用する
- » レジ袋の辞退や簡易包装等の選択により、容器包装の使用を減らす
- » ストローやプラスチック製食器等の使い捨てプラスチック製品の使用を減らし、使い捨てが必要な場合には、紙や木質などの代替素材や再生プラスチック、生分解性プラスチック等の環境に優しい素材を用いた製品を選択し、使用後は正しく処分する「プラスチックとの賢い付き合い方（プラスチック・スマート）」を実践する
- » マイバック、マイボトル、マイ箸、マイストローなどを利用し、ごみを作らない
- » 衣類の着用期間長期化や着られなくなった服のリサイクルなど、サステナブルファッションに努める
- » ごみのポイ捨てや資材置場等へのごみの放置、不適正な焼却を行わない
- » 市町村が定めるルールに基づいた分別などの適正なごみの回収に協力する
- » 段ボールやトレイ、ペットボトル等の店頭回収を利用し、再資源化に協力する
- » 各種リサイクル法に基づく廃棄物の引き渡しや、リサイクル料金の負担を行う
- » 地域の環境美化活動や再生資源ごみの集団回収活動に積極的に参加する
- » 土地所有者等は、自らの土地を適切に管理し、不法投棄の発生を防止する
- » 不法投棄や無許可の残土処分を発見したときは、速やかに県や市町村へ通報する

イ 食品については、食べきりやてまえどり等の日常から実施可能な食品ロス削減に資する行動が求められます。

《取組内容の具体例》

- » 家庭用生ごみ処理機等の利用により、自ら再生利用を行う
- » 適量購入や期限内消費等による食品の使い切りや食べきり、外食時の適量注文等により、無駄な食品ロスを削減する
- » フードドライブを積極的に活用し、未利用食品の循環に努める

② 事業者

ア 排出事業者責任に基づいて、廃棄物の適正処理を図るとともに、事業全般にわたり、発生抑制や3Rの推進に係る取組を積極的に促進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 工程や作業の全般において、廃棄物の発生抑制、自ら再利用を推進する
- » 廃棄物の徹底的な分別等により、再生利用しやすい形で排出する
- » 委託処理においては、委託先に過度に依存せず、発生から最終処分までの一連の処理の工程を自らが確認し、再生利用が可能な廃棄物は、再資源化する処理方法を選択し、適切な対価を負担し、電子マニフェストを活用する

イ CSR (Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)に基づいて、サステナブル (Sustainable、持続可能) な循環型社会の形成を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 環境負荷に配慮した調達（グリーン購入）を推進する
- » 製品の設計やサービスの提供方法の工夫等により、製品や商品及びその容器包装等が容易に廃棄されることを抑制し、使用済となった場合における再生利用を容易にする
- » 製品等への表示その他の方法により、再生利用や適正処理に必要な情報を提供する
- » 製品や商品又はその容器包装等がユーザーにより廃棄される段階において、店頭回収や自主回収等を行うとともに、再生利用が確実な処理ルートを確保する
- » 食品関連事業者は、食品の生産から加工、流通及び消費に至るまでのサプライチェーン全般における効率化等による食品ロスの削減を促進する
- » 環境マネジメントシステム等の導入により、環境に配慮した事業活動を展開する
- » 建設工事の施工にあたっては、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、各下請負人への指導のほか、発注者との連絡調整管理及び施工体制の整備等を確実に実施する

ウ CSV (Creating Shared Value、共有価値の創造) 活動により、循環型社会に向けた課題解決に取り組み、社会的かつ経済的な価値を創造することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 循環性の高いビジネスモデルへの転換や、独自の循環システムの構築により、事業活動を通じて、循環型社会の形成に貢献する
- » 製品及びその部材に用いるプラスチックについては、紙や木質などの代替素材や再生プラスチック、生分解性プラスチック等の環境に優しい素材への転換を図ること
- » ワンウェイプラスチック製品の使用を削減し、必要な分だけの使用や繰り返し使用できる製品の活用すること。

③ 廃棄物処理業者

ア 循環型社会形成の担い手として、事業活動を通じて排出事業者責任を補完し、廃棄物の適正処理や循環資源の循環的利用を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » コンプライアンス遵守により、生活環境の保全に配慮した廃棄物の処理を行い、地域環境との調和を図る
- » 排出事業者等に対し、排出事業者責任が完遂されるために必要な処理工程の実地確認や、県外からの搬入に係る県との事前協議、電子マニフェストの活用等についての助言を行う
- » 廃棄物処理事業における環境への負荷の低減、省エネルギーや効率的な資源回収、再生エネルギーの有効活用等の技術の高度化や新技術の導入を進める
- » 廃棄物処理に関する法令、実務に精通するよう自ら研鑽に励むとともに、従事者の資質向上や専門的知見を持つ人材を育成する

イ 廃棄物処理に対する社会的な信頼性の向上に貢献することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 廃棄物の処理状況等の積極的な情報公開、環境学習への協力や地域とのコミュニケーションにより、廃棄物処理の透明化を進め、業界に対する社会的信頼性を向上させる
- » 優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定取得に努める
- » 業界全体として、適正価格の維持による廃棄物処理市場の健全化に努めるとともに、不適正な処理や環境犯罪を容認しない気運の醸成を図る
- » 行政による資源循環や不法投棄防止等の施策に協力する
- » BCP の策定等による災害対応力の強化を図るとともに、県、市町村及び処理業者間の連携強化により、災害廃棄物の迅速な処理に協力する
- » 雇用の創出をはじめ、地域課題の解決や、地域の特色、資源を活かした事業展開等により、地域に新しい価値をもたらす廃棄物処理を創造する

④ 民間団体等

ア NPO 法人等の民間団体は、循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、地域住民・事業者をはじめとする関係者間の連携協働のつなぎ手としての役割を果たすことや民間団体等同士のネットワークを構築することが期待されます。

《取組内容の具体例》

- » 県民の行動変容の後押しになる支援を実施する
- » 3R の推進をはじめとする地域における環境保全活動やコミュニティの形成、環境教育や環境学習の開催に努める

⑤ 市町村

ア 一般廃棄物の統括的な処理責任を有する立場として、一般廃棄物処理事業を通じて、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上、一般廃棄物の発生抑制及び循環資源の循環的利用を全般的に推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » 一般般廃棄物の安定的な処理体制を確保し、地域の実情に応じた多様な循環ルートの構築、バイオマスや溶融スラグ等の未利用資源の有効活用やエネルギー回収率の向上、地域の一般廃棄物処理業者の育成や業務の安定を図る
- » 一般廃棄物処理施設の整備においては、茨城県ごみ処理広域化計画を踏まえ、計画的に進めるとともに、地域内での資源やエネルギーの活用、環境学習利用など、地域に価値をもたらす施設としての整備を検討する
- » 使用済の容器包装や小型家電、特定家電製品の引き取り義務外品等の回収、リサイクルの体制を整備する
- » ごみ処理の有料化による費用負担の公平化を進めるとともに、生ごみ処理機の購入補助等の独自対策を講ずることにより、住民等の具体的な行動を促す取組を行う
- » 正しいごみの出し方や資源回収、分別収集を促進するほか、土地又は建物の所有者及び一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して直接、指導等を行う
- » 災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理体制を確保する

イ 地域の住民や事業者をはじめとする関係者間の連携協働により、分別収集や再生利用を促進し、循環型社会の形成に向けた地域の取組を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- » ごみ処理に関する積極的な情報発信や、環境教育、環境学習の推進、自治組織の育成、地域の資源回収活動の奨励等により、住民等の廃棄物処理に関する理解の深化を図る
- » プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物等の現在分別収集が行われていない再生資源について、再資源化に向けた検討を行う
- » 市町村条例に基づいて、ごみ散乱防止対策を推進するとともに、海岸管理者との連携による海岸漂着物の処理対策の実施や、住民等による「プラスチック・スマート」キャンペーンへの参加促進等により、地域の美化活動の活発化を図る
- » 家庭から発生する食品ロス量の把握を行うとともに、食品ロス削減に向けた住民や事業者等の取組を促進する
- » 県や住民等との連携により、不法投棄防止対策の強化を図る
- » 調達におけるグリーン購入の推進等により、環境に配慮した率行的行動を行う

⑥ 県

ア 県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講じます。

イ 県民、事業者、市町村その他民間団体等との連携や協働、関係者間の調整、適正処理や減量化、リサイクルに関する奨励、積極的な情報発信により、県内における廃棄物処理の推進体制の強化を図るとともに、循環型社会形成に向けた主体ごとの取組を促進します。

ウ 市町村の一般廃棄物処理事業に対する技術的助言、事業者等への個別指導や不適正処理に対する厳格な対応により、廃棄物の適正処理を確保します。

《取組内容の具体例》

県の取組内容等については、「5 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）」に記載。）

（２）計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、本計画で数値目標として掲げた指標の定期的な調査・把握を行うとともに、毎年度、計画に掲げる各種施策等の実施状況の分析・評価により、施策等の成果を検証します。

その検証結果については、社会情勢の変化等の必要性に応じて、茨城県環境審議会等による外部有識者からも意見を聞いて、施策の進め方や内容の改善、目標の見直し等を実施するなど、PDCAサイクル（「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」）により継続的に改善を図りながら、本計画の進行管理を行います。